

信託帳簿等の閲覧謄写請求権の行使を めぐる解釈論的諸問題

水 島 治

目次

- 1 はじめに
 - 1.1 問題の所在
 - 1.2 本稿の構成
- 2 受益者の閲覧謄写請求権の性格と株主の閲覧謄写請求権との関係
 - 2.1 新旧信託法における受益者の閲覧謄写請求権の機能
 - 2.2 株主の閲覧謄写請求権との関係
- 3 閲覧謄写請求権の基本的適用範囲
 - 3.1 信託の効力発生前の帳簿書類と閲覧謄写請求権
 - 3.2 信託の終了・清算と閲覧謄写請求権
 - 3.3 保存期間経過後の帳簿書類と閲覧謄写請求権
 - 3.4 受益者の他の義務との関係から見た閲覧謄写請求権
- 4 閲覧謄写請求権の請求対象
 - 4.1 帳簿組織の基本的構造
 - 4.2 信託帳簿
 - 4.3 信託事務処理書類
 - 4.4 財産状況開示資料
 - 4.5 限定責任信託の特例
 - 4.6 限定責任信託以外の信託の特例
- 5 請求理由
 - 5.1 信託帳簿・信託事務処理書類の場合
 - 5.2 財産状況開示資料の場合
- 6 請求対象の特定
 - 6.1 信託帳簿・信託事務処理書類の場合
 - 6.2 財産状況開示資料の場合
- 7 閲覧謄写請求の仮処分
 - 7.1 問題の所在
 - 7.2 仮処分の許容性
 - 7.3 保全の必要性
- 8 結びにかえて

1 はじめに

1.1 問題の所在

(一) 旧信託法において、受益者には帳簿書類を対象とした閲覧謄写請求権(以下、単に「受益者の閲覧謄写請求権」という。)¹⁾が付与されていたが(旧信託法40条)、新信託法においても受益者に同様の権利が付与されている(新信託法38条)。もっとも、受益者の閲覧謄写請求権についての新信託法と旧信託法の規定を見ると、その条文構造や文言は相当異なっており、法務省民事局参事官室による『信託法改正要綱試案』²⁾(以下、「要綱試案」という。)においても指摘されているように、新信託法における受益者の閲覧謄写請求権は、株主の有する会計帳簿等の閲覧謄写請求権(会社法433条。以下、「株主の閲覧謄写請求権」という。)を規定した会社法433条の影響を強く受けている³⁾。こうした新信託法における受益者の閲覧謄写請求権の特徴を前提とすると、その解釈・適用を検討する場合には、旧信託法40条との対比もさることながら、株主の閲覧謄写請求権との対比がより重要性を増すことになる⁴⁾。

(二) もっとも、受益者の閲覧謄写請求権の規定が株主の閲覧謄写請求権の規定の影響を強く受けているとはいっても、そのことが後者の解釈を前者のそれに単純に拡張できることを意味するわけではない。例えば、株主の閲覧謄写請求権は請求者と被請求会社と間における利害対立が先鋭化しやすいが⁵⁾、これを規定した会社法433条は閲覧謄写請求権の行使要件や拒否事由といった点について必ずしも詳細な規定を置おいておらず、これを解釈に委ねる部分も少なくないため、従来から判例・学説が鋭く対立する部分も少なくない。このため、株主の閲覧謄写請求権の解釈論的状况を前提とした場合、条文構造の類似する受益者の閲覧謄写請求権の解釈・適用においても同様の解釈論的問題が生じる可能性がある。また、受益者の閲覧謄写請求権は、新信託法38条の文言上、信託の種類・態様を問わず

一律に認められているため、株主の閲覧謄写請求権に比べて、同条により対応すべき範囲が相対的に拡大することになる。このため、受益者の閲覧謄写請求権の解釈・適用においては、株主のそのような一律の解釈・適用が必ずしも適切な事案の処理を導き出さない可能性がある。このことは、見方をかえると、受益者の閲覧謄写請求権の解釈・適用が新信託法38条の文言から乖離しやすいことを意味しており、このことは片面的強行規定である受益者の閲覧謄写請求権の適用それ自体の不安定化をもたらす可能性もある⁶⁾。

（三）以上のようなことからすると、受益者の閲覧謄写請求権の解釈・適用について株主のそれを参考とすることが有益ではあるとしても、その場合には両者の性質上の差異を慎重に考慮することが重要であると考えられる。本稿の目的は、上記のような問題意識を前提として、株主の閲覧謄写請求権における判例・学説を基礎として、これを受益者の閲覧謄写請求権の解釈・適用にどこまで拡張できるかを検討することにある⁷⁾。

1.2 本稿の構成

本稿の構成は、以下の通りである。

まず、2において受益者の閲覧謄写請求権と株主のそれとの基本的な相違について確認する。先述したように、新信託法における受益者の閲覧謄写請求権は、株主の閲覧謄写請求権の規定の影響を受けているが、両者にはいくつかの点で基本的な差異が存在しており、そうした差異がそれぞれの解釈・適用に対しても影響を与える可能性がある。このため、この点を具体的に確認する。

3においては、閲覧謄写請求権の基本的な適用範囲を画定するために、時系列的な適用範囲および受益者の他の情報請求権との適用関係の2つの点を検討する。まず、時系列的な適用範囲の問題については、信託の効力発生前および終了・清算の時点における閲覧謄写請求の問題を概観する。

また、受益者の他の情報請求権との適用関係については、主として受益者の分別管理義務および報告義務との関係を検討する。

4においては、閲覧謄写請求権の請求対象について、その解釈論的問題点を検討する。新信託法においては、受益者には一定の帳簿書類の作成・保存義務が課されているが、その内容は旧信託法下のそれとは異なる規律となっている部分もある。そのため、本稿においては、まずそうした点を明確にするため、帳簿書類の種類および記載事項を概観した後、それに関連する解釈論的問題を検討することにより、新信託法における帳簿書類についての規律を分析する。

5においては、閲覧謄写請求権の行使の際に開示が要求される請求理由をめぐる解釈論的問題を検討する。旧信託法においては、受益者が閲覧謄写請求権を行使する場合、条文上、請求理由の開示は要求されていなかった。しかし、新信託法においては、請求理由の開示が条文上要求されることになり、それをめぐる解釈論的問題が生じることになる。そのため、この節においては、そうした問題について検討する。

6においては、請求対象の特定の問題を検討する。新信託法の条文上、受益者が閲覧謄写請求権を行使する場合に請求対象となる帳簿書類まで特定する必要があるか否かについては必ずしも明確ではない。このため、受益者が閲覧謄写請求権を行使する場合、請求対象となる帳簿書類を特定する必要があるのかという点が解釈論上問題となる。この節においては、こうした問題について検討する。

7においては、閲覧謄写請求の仮処分の問題を検討する。受益者の閲覧謄写請求権は、受益者の受託者に対するモニタリング手段として位置付けられる権利であるが、それゆえ受益者にとっては迅速な手続により閲覧謄写請求権を行使することが必要となる。このため、新信託法においても、受益者が閲覧謄写請求権を本案訴訟ではなく、仮処分により行使する場が増加することが想定され、ここに閲覧謄写請求の仮処分について解釈論的な検討を加える理論的・現実的意義が生まれることになる。

最後に、8において、本稿のまとめと残された課題を簡単に指摘して結びとする。

2 受益者の閲覧謄写請求権の性格と株主の 閲覧謄写請求権との関係

2.1 新旧信託法における受益者の閲覧謄写請求権の機能

（一）旧信託法は、利害関係人に受託者に対する帳簿および財産目録の閲覧謄写請求権を付与しており（旧信託法40条1項）、また委託者、その相続人および受益者には信託事務処理に係る書類の閲覧謄写請求権を付与していた（同条2項）。こうした受益者の閲覧謄写請求権の趣旨について、判例は「信託契約の当事者が受託者から情報提供及び顛末報告を受け、受託者のなす信託事務の処理が信託の本旨に従い適切に行われているかを知るとともに、自己の信託財産擁護のために必要な行動を起こす可能性を確保するため」のものであると解している⁸⁾。

自己信託のような例外的な場合を除くと、信託関係における信託財産の管理等は受託者の事実上の支配下において行われるのが一般的であり、こうした状況は受益者と受託者との間における信託財産の管理等についての情報の非対称性を生み出す。この結果、受益者は受託者による信託財産の流用・浪費あるいは信託事務処理の懈怠といったモラル・ハザードのリスクにさらされることとなり、ここに受益者の受託者に対するモニタリングの必要が生まれる。

もちろん、旧信託法および新信託法⁹⁾において、受託者は善管注意義務（新信託法29条2項本文、信託会社の場合には、新信託業法28条2項）・忠実義務（新信託法30条、信託会社の場合には、新信託業法28条2項）を負うことから、受託者に信託財産の管理等に係る任務懈怠等がある場合、受益者は受託者に対して信託契約等の解除、損失補填・原状回復責任（新信託法40条1項）、損害賠償責任¹⁰⁾を追及することができる。また、受託者

が法令もしくは信託行為の定め違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合、当該行為によって信託財産に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、受益者は当該受託者に対して当該行為の差止めを請求することができる(新信託法44条1項)¹¹⁾。しかしながら、前者の場合においては、填補・回復されるべき損失についての証明責任は受益者側が負担することになるから、受益者としては責任追及の前提として受託者による任務懈怠以前の信託財産の状況等を正確に把握している必要がある。また、後者の場合においては、受益者が受託者の法令違反や信託行為違反を発見する前提として信託財産や信託事務処理の状況等を正確に把握している必要がある。

したがって、新信託法上、受託者のモラルハザードを防止・是正する手段が制度的に存在していたとしても、受益者がそれを必ずしも効率的に行使用することができないという現象が生じる可能性があり、ここに信託財産の管理等をめぐる情報収集手段としての受益者の閲覧謄写請求権の必要性が位置付けられる¹²⁾。

(二)このように受益者の閲覧謄写請求権が受益者と受託者との間における情報の非対称性を解消するための手段として位置付けられていることからすると、閲覧謄写請求権の主体を利害関係人¹³⁾まで拡大し、かつ拒否事由を明文として規定しないという旧信託法における受益者の閲覧謄写請求権の規定にはそれなりの合理性があったとも評価し得る余地もないといえない。

しかしながら、受益者の閲覧謄写請求権の請求対象となる帳簿書類には、受託者の信託財産の運用等の受託者の事業上の情報・ノウハウや請求者である受益者以外の受益者に係る情報等が含まれることも少なくない。また、実際問題としては請求者である受益者の有する信託財産だけを分離して、受益者に当該部分に係る帳簿書類の閲覧謄写請求権を行使させることが事実上困難な場合も少なくない¹⁴⁾。したがって、旧信託法の制度環境においては、受益者の閲覧謄写請求権が受益者と受託者の情報の非対称性

を解消するものではあっても、それと同時に受託者の信託財産の管理・運用効率の低下あるいは他の受益者の不利益の発生といった問題を生じる可能性が高く、必ずしも受益者の保護につながる可能性¹⁵⁾がある。

以上のようなことからすると、新信託法における受益者の閲覧謄写請求権が、請求主体の限定や請求理由の開示の要件化あるいは拒否事由の法定といった形で旧信託法よりも閲覧謄写請求権の行使が制限的に設計されているとしても、そのことが直ちに新信託法における閲覧謄写請求権の機能が旧信託法のそれよりも低下することを意味しているわけではないと評価することができる。

2.2 株主の閲覧謄写請求権との関係

旧信託法との関係で新信託法における受益者の閲覧謄写請求権の性格付けが明確になると、次に株主の閲覧謄写請求権との関係を確認する必要がある。

株主の閲覧謄写請求権をどのように性格付けるかについては、会社法の学説上、必ずしも見解が一致していないものの、大別すると、金融商品取引法上の会社内容の開示（ディスクロージャー）の要請を重視して情報請求権として積極的に捉える見解¹⁶⁾と会計帳簿という閲覧謄写請求権の請求対象の特性や当該権利が少数株主権とされていることを考慮して情報請求権としての性格を消極的に捉える見解¹⁷⁾とに大別することができる。上記のような性質論を前提とすると、これと類似した受益者の閲覧謄写請求権についても、そもそも従来¹⁸⁾の信託法の学説が前提としたような積極的な情報請求権としての性格付けを維持できるのかという点が解釈論上問題となる。この点、受益者の閲覧謄写請求権は、受益証券発行信託の特例（新信託法213条1項3号・同条3項）が適用される場合を除き、単独受益者権として新信託法上規定されており、少数株主権¹⁸⁾として規定される株主の閲覧謄写請求権とは、そもそもの位置付けが異なっている¹⁹⁾。また、受益者が

2人以上いる信託において、すべての受益者から受託者に対して閲覧謄写請求権が行使された場合または受益者が1人である信託において当該受益者が受託者に対して閲覧謄写請求権を行使した場合には、受託者はそもそも閲覧謄写請求を拒否できないこととされているため(新信託法38条3項)、株主の閲覧謄写請求権の場合と比較すると、拒否事由の効力は相対的に弱いものとなっている。

こうした側面に着目すると、両者の規定ぶりは類似しているものの、新信託法における受益者の閲覧謄写請求権は、依然として、株主の閲覧謄写請求権よりも積極的な情報請求権として捉えることができるといえる²⁰⁾。

3 閲覧謄写請求権の基本的適用範囲

3.1 信託の効力発生前の帳簿書類と閲覧謄写請求権

新信託法38条1項は、受益者の閲覧謄写請求権の請求対象として、新信託法37条1項または5項に規定する帳簿書類を挙げている。ここでまず受益者の閲覧謄写請求権の請求対象が新信託法38条1項に挙げる帳簿書類に限定されるのかという点が解釈論上問題となる。この点、新信託法が閲覧謄写請求権の主体を受益者に限定し、かつ拒否事由を新たに明定しているといったことからすると、閲覧謄写請求権の請求対象が無制限に拡大する可能性のある解釈は妥当ではないといえる。したがって、受益者の閲覧謄写請求権の請求対象は、新信託法38条1項に挙げる帳簿書類に限定されるものと解される。

このように解することを前提として、新信託法38条1項に列挙される帳簿書類が信託事務または信託財産に係る帳簿書類であるという点に着目すると、閲覧謄写請求権の請求対象となる帳簿書類は信託の開始後における信託事務処理および信託財産に係る事項について作成された帳簿書類に限定されることになる。このため、仮に信託契約の作成やその交渉過程に係る書類が受託者により作成・保存されていたとしても、当該書類は受

益者の閲覧謄写請求権の請求対象に含まれることはないものと解される²¹⁾。

3.2 信託の終了・清算と閲覧謄写請求権

3.2.1 信託の終了と清算

[1] 信託の終了と清算

旧信託法上、信託の終了²²⁾という概念は、信託目的の達成または不達成や信託の解除の時点の意味する場合（旧信託法56条・63条）と、これにより存続するものと見なされる信託（擬制信託）が残余財産の給付等により最終的に消滅する時点の意味する場合（旧信託法64条・65条）とが混在していた。

しかし、新信託法においては、信託債権に係る債権を清算し、受益者等に対する残余財産を交付する手続を「信託の清算」として規定し、その手続の開始事由として信託の終了を位置付けることにより、信託の終了と清算の概念を明確に切り分けている²³⁾。

[2] 清算受託者

（一）新信託法上、信託の終了事由（新信託法163-166条）の発生により信託が終了すると、信託の清算が開始される（新信託法175条²⁴⁾。

しかし、信託が終了しても、これにより（信託の終了前の）信託が消滅するわけではなく、当該信託は、信託の清算が結了するまで、なお存続するものと見なされる（新信託法176条²⁵⁾。立法担当官の解説によると、こうした規定は、信託の終了事由の発生により、信託の終了以降の受託者（新信託法177条柱書き。以下、この受託者を「清算受託者」という。）は、信託の目的を達成するための信託事務処理の中止と速やかな清算手続の履行による残余財産の給付義務が生じるという点において、清算受託者の任務の内容は変化するものの、信託当事者の権利・義務等についての信託行為の定めは、当該信託の終了事由の前後で基本的に同様の効果を有するも

のとするのが適当であると考えられることによるものであると説明されている²⁶⁾。

(二) 新信託法上、受託者の任務は、信託の清算の結了および新信託法56条が列挙する事由により終了する。このため、信託の終了事由が生じたとしても、受託者の任務が当然に終了するものではなく、当該受託者は引き続き清算受託者としてその任務を行うことになる。

ただし、受託者の死亡等により受託者自身が存在しない場合や受託者の任務が終了している場合(新信託法56条1項)には、委託者または受益者は、信託行為に特段の定めがない限り、その合意により新たに受託者を選任することができる(新信託法62条1項)。したがって、信託の終了時において上記のような事由がある場合には、信託の終了前の受託者と異なる者が清算受託者となる²⁷⁾。

また、信託の終了時において、上記のような事由のない場合であっても、信託行為の定めがある場合には、当該定めにより、委託者と受益者の合意により信託を終了した場合(新信託法164条)等には委託者および受益者の合意により、あるいは、裁判による信託の終了の場合(新信託法165条)には裁判所により、清算受託者が決定される場合がある(新信託法173条1項)。この場合には、信託の終了前の受託者と清算受託者とが異なる状況が生じる可能性がある²⁸⁾。

(三) 信託の清算が開始された場合、清算受託者は、現務の終了、信託財産に属する債権の取立ておよび信託債権に係る債務の弁済、残余財産の給付を目的とするものを除く受益債権に係る債務の弁済、残余財産の給付をその職務として行うものとされ(新信託法177条)、定款に別段の定めのない限り、信託の清算のために必要な一切の行為をする権限を有している(新信託法178条1項)。

清算受託者は、その職務を終了したときは、遅滞なく、信託事務についての最終の計算を行い、信託が終了した時における受益者(信託管理人が現に存する場合にあっては、信託管理人)および帰属権利者のすべてに對

し、その承認を求めなければならない（新信託法184条1項）。なお、新信託法184条1項は、その文言上、「受益者」と規定するに過ぎない。しかし、立法担当官の解説においては、当該受益者には信託終了前の受益者に加えて、後述する残余財産受益者もこれに含まれるものと説明されている²⁹⁾。

[3] 残余財産の帰属

（一）信託の清算により残余財産が発生した場合、当該残余財産は、信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者（以下、この受益者を「残余財産受益者」という。）となるべき者として指定された者、信託行為において残余財産の帰属すべき受益者（以下、この受益者を「帰属権利者」という。）となるべき者として指定された者に帰属するのが原則である（新信託法182条1項）。しかし、信託行為において残余財産受益者や帰属権利者の指定についての定めがない場合または信託行為の定めにより残余財産受益者や帰属権利者として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合には、信託行為に委託者またはその相続人その他の一般承継人を帰属権利者として指定する旨の定めがあったものと見なされ（新信託法182条2項）、それでも残余財産の帰属が定まらない場合には、残余財産は清算受託者に帰属することになる（新信託法182条3項）。

（二）立法担当官の解説によると、残余財産受益者は、受益債権の内容が残余財産の給付であることを除けば、信託の終了前の受益者と異なるところはなく、信託の終了前から受益者としての権利を有する者である³⁰⁾。もっとも、信託行為の定めにより残余財産受益者となる者の範囲は、新信託法上、特に制限されていないから、信託の終了前における受益者全員を当然に残余財産受益者とする必要はなく、その一部のみを残余財産受益者とする信託行為の定めも有効であるものと解される³¹⁾。しかし、残余財産受益者は信託の終了前から受益者としての権利を有する者でなくてはならないから、信託行為の定めによっても、信託の終了前に受益者でなかった

者を残余財産受益者とすることはできないものと解される³²⁾。

他方、帰属権利者は、信託の終了前は受益者としての権利を有さず、信託の終了後に初めて受益者としての権利を取得することとなった者である³³⁾。権利帰属者は、信託行為に特段の定めのない限り、当然に残余財産の給付を受ける債権を取得し(新信託法183条1項)、信託の清算中においては受益者と見なされる(新信託法183条6項)。

3.2.2 信託の終了後における閲覧謄写請求権

[1] 信託の終了から信託の清算の結了まで

(一)この場合、新信託法38条は信託の終了前の信託を前提とした規定であるから、残余財産受益者ではない受益者、残余財産受益者および権利帰属者が清算受託者に対して同条に基づき当然に閲覧謄写請求権を行使することができるかが解釈論上問題となる。

この点、会社法の場合には清算会社について非清算会社の規定がどこまで規定されるのかといった点が条文上明確にされているが(会社法509条1項参照)、新信託法においては、信託の終了前の信託についての規定が信託の終了後の信託にどこまで適用されるかが条文上必ずしも明確ではない。このため、こうした点を強調すると、信託の終了後において、残余財産受益者ではない受益者、残余財産受益者および権利帰属者は新信託法38条に基づき閲覧謄写請求権を行使することができないとも解する余地がないわけではない。

しかし、信託の終了前の信託と終了後の信託が実質的に同一のものであることや、信託の終了前に受益者として地位に基づいて有していたはず閲覧謄写請求権が信託の終了により当然に消滅すると解するのは整合的ではなく、信託の終了前の受益者と実質的に同一の地位を有する残余財産受益者や権利帰属者についても同様のことがいえる。また、信託の終了後においても、残余財産受益者および権利帰属者は清算受託者の信託の清算に係

る信託事務処理に対するモニタリングを行う必要がある³⁵⁾。

このため、信託の終了後において、残余財産受益者ではない受益者、残余財産受益者および権利帰属者は清算受託者に対して新信託法38条に基づき閲覧謄写請求権を行使することができるものと解される。

（二）もっとも、残余財産受益者ではない受益者、残余財産受益者および権利帰属者が新信託法38条に基づき清算受託者に対して閲覧謄写請求権を行使できるとしても、残余財産受益者、残余財産受益者ではない受益者および権利帰属者の閲覧謄写請求権の請求対象の範囲が当然に同じものと解してよいのかという点については検討の余地がある。

この点、新信託法38条は閲覧謄写請求権の主体を受益者とするのみであり、受益者の性格と閲覧謄写請求権の請求対象の範囲を関連付けていない。このため、残余財産受益者および権利帰属者は、信託の終了前の信託事務処理等に係る帳簿書類と信託の終了後のそれをすべて閲覧謄写請求権の対象対象とすることができるかと解する余地もある。

しかしながら、このように解すると、信託の終了前において受託者に対するモニタリングの実益を有していなかった権利帰属者の請求対象の範囲が残余財産受益者のそれと同じことになる。また、信託の終了後において清算受託者をモニタリングをする実益を有していない残余財産受益者ではない受益者の請求対象の範囲が残余財産受益者のそれと同じことになる可能性もある。つまり、残余財産受益者、残余財産受益者ではない受益者および権利帰属者に新信託法38条を形式的に適用すると、モニタリングの実益を有しない者に必要以上の閲覧謄写請求権を付与するという現象が生じる。しかしながら、閲覧謄写請求権という権利の性質からすれば、残余財産受益者ではない受益者、残余財産受益者および権利帰属者が新信託法38条により閲覧謄写請求権を行使することができるとしても、請求対象の範囲はそれぞれの請求主体がモニタリングを行うのに必要な限度で認めれば足りるものと考えられる³⁶⁾。

以上のようなことからすると、残余財産受益者は信託の終了前および終

了後の帳簿書類を閲覧謄写請求権の請求対象とすることができるが、残余財産受益者ではない受益者は、信託の終了後の帳簿書類を閲覧謄写請求権の請求対象とすることはできず、逆に権利帰属者は信託の終了前の帳簿書類を閲覧謄写請求権の請求対象とすることはできないものと解される。

(三) 請求者および請求対象の範囲が明らかになると、次に閲覧謄写請求権を行使すべき相手方が解釈論上問題となる。この点、新信託法38条1項柱書きが、閲覧謄写請求権の相手方を受託者としていることから、信託の終了後については、清算受託者がこれに該当する。また、信託の終了後の信託と終了前の信託とが実質的に同一のものであることを前提とすると、清算受託者は信託の清算に際して新信託法37条に規定する帳簿書類の作成・保存義務を負っており、かつ清算受託者は信託の終了前の受託者の信託事務等を引き継ぐ関係にあるから、清算受託者の保存義務の対象となる帳簿書類は、信託の終了後の信託事務処理等に係る帳簿書類だけではなく、当該信託の終了前における信託事務処理等に係る帳簿書類³⁴⁾も含まれるものと解されるから、請求対象となる帳簿書類は清算受託者の下に集中している。

したがって、信託の終了後における閲覧謄写請求の相手方は、終了前の受託者の地位を承継し、かつ帳簿書類の保存義務を負っている清算受託者であると解される³⁷⁾。

[2] 信託の清算の結了後

(一) 受益者等が信託事務処理についての最終の計算を承認した場合、当該受益者等に対する清算受託者の責任は、清算受託者の職務の執行に不正の行為があった場合を除き、免除されたものと見なされる(新信託法184条1項)³⁸⁾。上記承諾により、信託の清算は結了し、それにより信託は消滅する(新信託法176条)。そして、信託が消滅すると、信託の当事者である委託者、受託者(清算受託者)および受益者(残余財産受益者でない受益者、残余財産受益者、帰属権利者)の地位も消滅することになる。

（二）信託の清算の結了により，受託者は帳簿書類の保存義務を免除されることになる（新信託法27条4項本文，同5項本文）。

また，閲覧謄写請求権は受益者としての地位に基づく権利であるから，信託の清算の結了により受益者がその地位を喪失した場合には，仮に受託者が帳簿書類を実際に保存していたとしても，新信託法38条に基づく閲覧謄写請求権を行使することはできないものと解される³⁹⁾。

3.3 保存期間経過後の帳簿書類と閲覧謄写請求権

3.3.1 新信託法における帳簿書類の保存期間

（一）閲覧謄写請求権の請求対象となる帳簿書類（後述する信託帳簿および信託事務処理書類）について，受託者は信託帳簿については作成日から10年間（当該期間内に信託の清算の結了があったときは，その日までの間），信託事務処理書類については作成または取得した日から10年間（当該期間内に信託の清算の結了があったときは，その日までの間），当該書類を保存しなくてはならないのが原則である（新信託法37条4項本文，同条5項前段。限定責任信託における会計帳簿については新信託法222条6項本文，同信託における信託事務処理書類については新信託法222条7項本文）。上記のような帳簿書類の保存期間の規定は，受託者の任務違反行為による損失填補責任等に係る債権の消滅時効機能が原則として10年とされていること等を考慮してのものであるとされる⁴⁰⁾。

他方，後述する信託状況開示資料については，信託の清算の結了の日までの間，受託者が当該書類を保存しなくてはならないのが原則である（新信託法27条6項本文。限定責任信託における計算関係書類については，新信託法222条8項本文）。立法担当官の解説によると，信託帳簿および信託事務処理書類の保存期間が最長でも10年であるのに対して，信託状況開示資料の保存期間が信託の清算の結了の日まで及ぶとされているのは，信託事務処理の効率性や受託者の負担の軽減の要請と，受益者の権利保護の

要請とのバランスに配慮を採る観点から、帳簿書類の内容・性質に応じて保存期間に差異を設けたものと説明されている⁴¹⁾。

(二) 新信託法37条は、同条3項を除くと、片面的強行規定であるから、信託行為において受託者の保存義務について受益者に不利な定めを置くことはできない⁴²⁾。このため、信託行為の定めより帳簿書類の保存期間を短縮することや受託者の保存義務の免除要件を緩和することは許されない。

もっとも、所得税法上の貯蓄取扱機関等の営業所の長の帳簿書類等の保存機関が原則として5年であり(所得税法施行規則81条の8)、法人税法上の青色申告法人の帳簿書類の保存期間が原則として7年であることとの対比からすると(法人税法施行規則59条、67条参照)、新信託法が、信託の種類・内容を問わず、受託者に対して一律に10年の帳簿書類の保存義務を原則的に課すことは受託者の負担としては重いことは否めないようにも思われる⁴³⁾。また、受益者の定めのない信託を除き(新信託法256条)、英米信託法のような永久信託禁止原則を採用していない新信託法の制度上⁴⁴⁾、信託状況開示資料の保存が受託者にとって過大な負担となる可能性がある。

もちろん、受託者の保存義務は無条件に継続するものではなく、信託帳簿および信託事務処理書類については、当該帳簿書類の作成の日から10年以内に信託の清算が終了した場合または受益者に対して当該書類またはその写しを交付または提供した場合において、当該帳簿書類の保存義務が免除される(新信託法37条4項・5項。限定責任信託における会計帳簿については、新信託法222条6項但書、同信託における信託事務処理書類については新信託法222条7項但書。)。また、信託状況開示資料については、その作成日から10年間を経過した後において、受益者に対して当該資料またはその写しを交付した場合において、保存義務が免除される(新信託法37条6項但書。限定責任信託における計算関係書類については、新信託法222条8項但書。)。ただ、受益者が多数存在する場合、保存義務の免除に係るコストがかさむことは否定できず、また信託状況開示資料については、少なくとも10年間の保存義務の免除の余地はない以上、民事信託のような

小規模な信託における受託者の保存義務の負担は必ずしも軽いものとはいえないように思われる。

したがって、少なくとも立法論的観点からは、帳簿書類の保存義務を片面的強行規定とするならば、信託の種類や態様に配慮した規定とする余地もあり得たのではないかとも思われる。

3.3.2 保存期間経過後の帳簿書類と閲覧謄写請求権の可否

閲覧謄写請求権の請求対象となる帳簿書類は一定期間の保存義務が課されているが、当該保存期間の経過後または保存義務の消滅後の帳簿書類が閲覧謄写請求権の請求対象となるのかについては新信託法上明確ではないことから、解釈論上問題となる。

この点、株主の閲覧謄写請求権についての判例である東京地判昭和55年9月30日判時992号103頁は、「株主は、商法三六条に定める商業帳簿及び営業に関する重要書類の保存期間である一〇年間を経過した書類についてまで閲覧等の請求をすることはできないものと解すべきである」と判示して、閲覧謄写請求権の行使を消極的に解している。このため、この判例に従うならば、受益者の閲覧謄写請求権の場合にも保存期間の経過後の帳簿書類を対象とした閲覧謄写請求権の行使は認められないことになる。しかしながら、新信託法38条1項は閲覧謄写請求の対象を列举しているに過ぎず、期間的な制限を付していない以上、同項の文言の解釈として閲覧謄写請求権の請求対象に期間的な制限が課されていると解することはできないし、また同条の条文構造から見ても保存期間と閲覧謄写請求権の行使期間とが連動していると解することもできない⁴⁵⁾。加えて、受託者に対する閲覧謄写請求権が情報請求権的性格を有していることからすると、受益者のモニタリングにとって必要であれば保存期間の経過後の帳簿書類について閲覧謄写請求権を行使できると解したとしても、それが新信託法38条1項の趣旨との関係で整合性を欠くとまではいえないように思われる。した

がって、保存期間の経過後または受託者の保存義務の消滅後の帳簿書類についても受益者の閲覧謄写請求権の請求対象に含まれると解される。

もっとも、上記のように解したとしても、閲覧謄写請求権の請求対象となる帳簿書類が現存していることについての証明責任は受益者側が負担することになる。そのため、受益者側において当該帳簿書類の現存について主張・証明することができない場合には、当該閲覧謄写請求は認められないことになる。

3.4 受託者の他の義務との関係から見た閲覧謄写請求権

3.4.1 受託者の分別管理義務との関係

[1] 分別管理義務と帳簿書類

(一) 信託という法律関係において、受託者の下には固有財産と信託財産とが併存する関係が形成される⁴⁶⁾。このため、新信託法上、受託者には固有財産と信託財産を分別して管理する義務(以下、「分別関係義務」という。)が課されている(新信託法34条⁴⁷⁾。

受託者の分別管理義務は、受託者の倒産から信託財産を隔離することや受託者の忠実義務違反の防止といった機能が期待されており⁴⁸⁾、新信託法も、分別管理方法について信託行為に別段の定めがある場合を除き(新信託法34条1項柱書き但書)⁴⁹⁾、新信託法34条各号の財産の区分に応じて、以下のように管理方法を区別している。

- (1) 新信託法14条の信託の登記または登録をすることができる財産(新信託法34条1項3号に掲げるものを除く。)
 - 当該信託の登記または登録(新信託法34条1項1号)
- (2) 新信託法14条の信託の登記または登録をすることができない財産
 - (a) 金銭を除く動産

信託財産に属する財産と固有財産および他の信託の信託財産に属する財産とを外形上区別することができる状態で保管する方法（新信託法34条1項2号イ）

(b) 金銭その他の（a）に掲げる財産以外の財産⁵⁰⁾

その計算を明らかにする方法（新信託法34条1項1号ロ）

(3) 法務省令で定める財産⁵¹⁾

当該財産を適切に分別して管理する方法として法務省令で定めるもの（新信託法34条1項3号）

（二）上記管理方法のうち、新信託法34条1項2号イの規定する「外形上区別することができる状態で保管する方法」とは、立法担当官の解説によると、「個々の動産には識別のための標識等が付されていない場合であっても、保管場所および帳簿上の記載によって、どの財産がどの信託財産または固有財産に属するかを特定することが可能であれば、適法な分別管理の方法がとられていると評価することができるものと考えられる」と説明されており⁵²⁾、「保管場所および帳簿上の記載」によって、どの財産が信託財産または固有財産のいずれに属するかを特定することが可能であるとする。もっとも、この場合においても、必ずしも保管場所および帳簿上の記載の2つの点から特定が可能でなければならない必要はないから、保管場所または帳簿上の記載のいずれかから特定が可能であれば適法な分別管理方法がとられているものと解するべきであろう⁵³⁾。

しかしながら、立法担当官の解説においても、「外形上区別することができる状態で保管する方法」といえるために、受託者が固有財産に係る帳簿と信託財産に係る帳簿とを別帳簿として分離して作成することまで要求しているわけではない。このため、新信託法34条1項2号イの場合においても、受託者は固有財産に係る帳簿と信託財産に係る帳簿とを分離して作成する必要はないものと解される。

次に、新信託法34条1項1号ロの規定する「その計算を明らかにする方

法」とは、立法担当官の解説によると、「例えば、新信託法37条に基づき信託財産に係る帳簿等を作成することである」と説明されているが⁵⁴⁾、このことが固有財産に係る帳簿と信託財産に係る帳簿とを別帳簿として分離して作成することまで要求する趣旨か否かは必ずしも明確ではない。もっとも、新信託法34条の解釈として、「信託財産の効率的な管理・運用という要請をも考慮して、金銭と金銭債権については、計算上の分別管理により信託財産の価格割合を明らかにすることをもって、受託者の分別管理義務のデフォルト・ルールにするものと考えられる。」と指摘する見解もあり⁵⁵⁾、仮にこれを前提とするならば、同条1項1号口は固有財産に係る帳簿と信託財産に係る帳簿を別帳簿として分離して作成することまで直接に要求するものではないということになる⁵⁶⁾。

さらに、新信託法34条1項3号の規定する「当該財産を適切に分別して管理する方法として法務省令で定めるもの」とは、信託法施行規則上、新信託法206条1項その他の法令の規定に従い信託財産に属する旨の記載または記録をすること、およびその計算を明らかにする方法が要求されている(信託法施行規則4条2項)。信託法施行規則4条2項の規定する「その計算を明らかにする方法」の内容については、必ずしも明確ではない。しかし、立法担当官の解説における当該文言の補足説明では、「当該受託者が受託するどの信託にどれだけの財産が帰属するか」と指摘されていることからすると⁵⁷⁾、新信託法34条1項1号口に近い捉え方をしていることが推測される。

以上のようなことからすると、新信託法34条の規定する受託者の分別管理義務の内容としては、受託者に固有財産に係る帳簿と信託財産に係る帳簿(後者の場合には新信託法37条の規定する帳簿)を別帳簿として分離して作成することまでは要求されていないものと解される。このため、受託者が固有財産と信託財産とを単一の帳簿により管理していたとしても⁵⁸⁾、それが当然に受託者の分別管理義務違反を構成するものではないということになる。

[2] 帳簿書類の混在と閲覧謄写請求権

（一）新信託法38条の文言および受益者の閲覧謄写請求権の機能や趣旨からすると、受益者の閲覧謄写請求権の請求対象となる帳簿書類は、信託財産に係るものに限定される。ここで、固有財産に係る帳簿と信託財産に係る帳簿とが別帳簿として分離して作成されている場合、受益者の閲覧謄写請求権の対象が後者の帳簿に限定されることについて特段の問題ない。しかし、固有財産に係る帳簿と信託財産に係る帳簿とが完全に分離されていない場合（例えば、同一の帳簿により管理されている場合）には、固有財産に係る帳簿書類と信託財産に係る帳簿とが混在する可能性があり、受益者の閲覧謄写請求権の対象となる帳簿書類の範囲をどのように考えるかが解釈論上問題となる。そして、こうした問題は、固有財産と信託財産とが識別不能となった場合において顕在化する可能性がある。

固有財産と信託財産とが識別することができなくなった場合、新信託法上、各財産の共有持分は固有財産と信託財産とに属するものと見なされる（共有擬制、新信託法18条1項前段）。このとき、共有持分の割合は、識別不能となった当時における各財産の価格の割合に応じるものとされ（新信託法18条1項後段）、当該持分の割合は相等しい割合であると推定される（新信託法18条2項）。したがって、固有財産に係る帳簿と信託財産に係る帳簿とが分離して作成されている場合、受益者は後者の帳簿について閲覧謄写請求権を行使することにより、自己の共有持分の割合を認識することができる。しかし、両者の帳簿が同一の帳簿として作成・管理されている場合、帳簿への誤記や改ざん等により信託財産に係る記載が固有財産に係るものとして記載される可能性もあり、この場合には、受益者は自己の共有持分の割合を認識するために両者の帳簿を請求対象とした閲覧謄写請求権を行使する必要性が生じる⁵⁹⁾。

（二）先述したように、受益者の閲覧謄写請求権の請求対象が信託財産に係る帳簿書類に限定されることを前提とすると、受益者と受託者間において共有持分の割合について争いがあるとしても、受益者は受託者の固有

財産に係る帳簿を閲覧謄写請求権の請求対象とすることはできず、保管場所や識別票といった帳簿以外の事実に基づき自己の共有持分の割合を主張立証するほかない。しかし、このように考えると、受託者が保管場所や識別票といった物理的な分別管理をしていない場合、受益者は、受託者側において分別管理義務違反が成立するような管理方法しかとられていない場合や、帳簿外における分別管理は一応行われていたが、帳簿上の記載等が不十分であるため、帳簿の記載が固有財産または信託財産のいずれに対応するものが識別不可能となっているような場合であっても、受益者自身の共有持分の割合を主張立証する手段が存在しないことになる（つまり、持分割合の減少のリスクを受益者が事実上負担することになる。）。もちろん、信託行為により分別管理の方法を具体的に特定することも可能であるから、そこで帳簿の分別管理までもを要求すれば問題はないともいえるが、信託行為の内容の決定は委託者と受託者が行う以上、受益者は当然にそれに介入できるわけではない。

したがって、固有財産と信託財産が同一帳簿により管理されている場合であって、かつ当該帳簿以外に共有持分の割合を主張立証する手段が存在しないといった場合には、例外的に受益者の閲覧謄写請求権の請求対象は（固有財産および信託財産を一括管理している）帳簿全体に及ぶと解するべきであろう。

3.4.2 受託者の報告義務との関係

（一）委託者または受益者は、受託者に対して、信託事務の処理の状況、信託財産に属する財産、信託財産責任負担債務の状況について報告を求めることができる（新信託法36条。以下、「報告請求権」という。）⁶⁰⁾。旧信託法においては、閲覧謄写請求権の規定と同一の条文で報告請求権が規定されていたが（旧信託法40条）、新信託法においては両請求権を別個の条文で規定する形に変更されている。また、内容的な側面から

見ると、旧信託法は報告対象を「信託事務ノ処理」と規定していたが、新信託法は「信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」と規定して報告の対象を具体的に特定しており、内容の明確化を図ると同時に⁶¹⁾、その範囲を若干拡張しているという特徴を有している⁶²⁾。

新信託法は、旧信託法と同様、報告請求権の主体を委託者および受益者としているが、受益者の報告請求権が片面的強行規定であるのに対して（新信託法92条7号）、委託者の報告請求権は信託行為の定めより制限することができるものとしている（新信託法145条1項）。後者が信託行為の定めにより制限することができる根拠は、立法担当官の解説においても必ずしも明確に説明されていない。ただ、受益者は受託者の信託事務処理の状況等について直接かつ最大の利害関係を有している存在である以上、受益者との関係で報告請求権を法的に保障すれば、委託者に対して報告請求権を絶対的に保障しなくとも、受託者に対するモニタリングの実効性の観点から特段の弊害はないものと評価した結果として捉えることもできる。また、このように請求権者を限定する余地を認めることにより、受託者の信託事務処理等のコストの低減にも資するものと思われる。

（二）新信託法上、別個の条文として規定されることとなった閲覧謄写請求権と報告請求権であるが、前者の請求対象と後者の報告対象との関係はどのように捉えられるべきかが解釈論上問題となる。

この点、旧信託法の学説を見ると、両者の請求対象を同一と解する見解⁶³⁾と異なるものと解する見解⁶⁴⁾に分かれている。

一方、新信託法はというと、新信託法36条において報告請求権の対象を「信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」と規定しているが、それが閲覧謄写請求権の請求対象となる帳簿書類まで含むという趣旨なのかについては必ずしも明確ではない。そして、新信託法36条の規定する「報告」の対象が（信託事務の処理の状況等の報告対象についての原資料たる）帳簿書類の開示までも含むもの

と解するならば、委託者・受益者は少なくとも報告対象に係る帳簿書類を閲覧謄写請求権ではなく報告請求権の行使という形で開示させる余地が生まれることになる。

しかしながら、報告請求権に請求理由の開示や拒否事由が法定されていないといったことからすると、報告請求権の行使として帳簿書類の開示を請求できると解したのでは報告請求権により閲覧謄写請求権の規定が事実上空文化する可能性がある。また、報告という文言の通常の語義からしても、対象となっている事項について一定の事実が概括的に開示されていれば足りるのであって、それを根拠付ける原資料それ自体の開示までは含まれていないと考えるべきであろう。このため、報告請求権の行使により、新信託法36条が列挙する信託財産の状況等の事実を基礎付ける原資料の開示までも請求することはできないものと解される⁶⁵⁾。

4 閲覧謄写請求権の請求対象

4.1 帳簿組織の基本的構造

閲覧謄写請求権の請求対象となる帳簿書類を具体的に検討する前提として、まず基本的な複式簿記における帳簿組織の構造を確認しておく。

簿記論の領域において、帳簿組織の範囲やその画定基準は必ずしも一義的に定まっているわけではないが、講学上、複式簿記を行う上で必要不可欠な帳簿である主要簿と主要簿の記録を補完するために作成される帳簿である補助簿に大別することが多い⁶⁶⁾。主要簿は仕訳帳（普通仕訳帳）と元帳⁶⁷⁾とに大別され、両者は、仕訳帳が取引の原始記録から仕訳という形式により取引の発生順の記録を行うものであり⁶⁸⁾、行われた仕訳を基礎として転記という手続により元帳に設けられた各勘定項目ごとの増減の記録が行われるという関係にある⁶⁹⁾。補助簿は、補助記入帳（特殊仕訳帳）と補助元帳に大別され、補助記入帳としては現金出納帳、小口現金出納帳、当座勘定出納帳、仕入帳、売上帳、受取手形記入帳等が、補助元帳としては、

固定資産元帳、営業費内訳元帳等がある⁷⁰⁾。補助記入帳は特定の取引についての内容明細の記録、補助元帳は特定勘定について内訳明細の記録を目的として作成される帳簿であり、補助記入帳は仕訳帳を、補助元帳は総勘定元帳をそれぞれ補完するという関係にある⁷¹⁾。

簿記論の領域において、主要簿および補助簿としていかなる内容の帳簿組織を採用すべきかは、帳簿作成者の裁量に委ねられるものと理解されており⁷²⁾、新信託法および信託計算規則も受託者がどのような帳簿組織を採用すべきかについて特に規定していないことから、この点は帳簿作成者である受託者の裁量に委ねられているものと解される。

4.2 信託帳簿

4.2.1 意義

新信託法37条1項1号の規定する「信託事務に関する計算並びに信託財産に属する財産および信託財産負担債務の状況を明らかにするため、法務省令で定めるところにより、作成が義務付けられる信託財産に係る帳簿その他の書類」は、信託計算規則上、信託帳簿といわれる（信託計算規則4条1項）。

信託帳簿は、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行および信託行為の趣旨を斟酌して作成されるべきものとされるが（信託計算規則3条・4条6項）、信託の実際の利用形態に応じて信託行為の趣旨に沿うものを適宜に作成すれば足りるとする趣旨から、その表示事項等について新信託法は会社法のような詳細な規定を置いていない⁷³⁾。そこで、要項試案の補足説明（以下、単に「補足説明」という。）を見ると、信託帳簿については「会計の実務で作成されている仕訳帳、総勘定元帳等金銭の収支や物品の出し入れに関する書類が想定される」と説明されており、帳簿組織を一応念頭に置いているものの、同時に「単純な管理型の信託においては『帳簿』と呼ぶべき書類を備えるまでの必要が存しないことも想

定される」としている⁷⁴⁾。信託計算規則も、信託帳簿は1の書面その他の資料として作成することを要せず、また他の目的で作成された書類や電磁的記録をもって信託帳簿とすることができると規定して(信託計算規則4条2項)、補足説明の考え方を実質的に踏襲している⁷⁵⁾。このため、受託者が信託帳簿とする以外の目的によって作成した帳簿書類や受託者以外の者によって作成された帳簿書類についてもこれを信託帳簿とすることができることになる⁷⁶⁾。

4.2.2 信託帳簿の範囲の画定

(一)立法担当官の解説に従うと、信託帳簿に含まれる帳簿書類の範囲は「信託行為の趣旨」により画定されるに過ぎない。そのため、新信託法において、信託帳簿という概念はかなり緩やかなものとして捉えられているといえる⁷⁷⁾。しかし、新信託法および信託計算規則上、何をもって信託行為の趣旨とするかについては必ずしも明確に規定されていないため、受託者側からすると、信託帳簿に含まれる帳簿書類の範囲が無制限に拡大する可能性も完全には排除できない。

このため、信託帳簿に含まれる帳簿書類の範囲をどのように画定するかという点が解釈論上問題となる⁷⁸⁾。

(二)この点、信託の趣旨という概念が、設計される信託の骨格を構成する信託行為と密接に関連した概念であるという点に着目すると、信託帳簿の範囲は信託行為の定めにより第一義的には画定されるものと考えることができる。そして、このように信託帳簿の範囲と信託行為とを関連付けて捉えると、大きく2つの場合に分けて考えることができる。

まず第1の場合は、信託行為の定めにより信託帳簿となる帳簿書類を具体的に列挙する場合である。この場合、信託行為の定めにおいて列挙された帳簿書類のみが信託帳簿となり、受益者は当該帳簿書類について閲覧謄写請求権を行使することができるに過ぎず、列挙されていない帳簿書類に

ついて閲覧謄写請求権を行使することはできないものと解される。もっとも、この場合においても、受益者が信託帳簿として列挙されていない帳簿書類について閲覧謄写請求権を行使することが一切許容されないのかという点が問題として残る。この点、こうした例外的な閲覧謄写請求権の行使を一切許容しないと解する余地もないではない。しかしながら、新信託法上、受益者は信託行為の設定に直接に関与できない以上、受益者が受託者に対するモニタリングを行う上で不可欠あるいは重要な帳簿書類が信託行為の定めにおいて信託帳簿から遺漏しているといった場合、受益者のモニタリング手段としての閲覧謄写請求権が十分に機能しなくなる可能性がある。このため、原則として、受益者は信託行為の定めにおいて信託帳簿として列挙されていない帳簿書類について閲覧謄写請求権を行使することはできないが、受益者側において当該帳簿書類がその性質上受託者に対するモニタリングにおいて不可欠ないし重要であることを証明すれば、例外的に当該帳簿書類について閲覧謄写請求権を行使することが許容されるものと解される⁷⁹⁾。

第2の場合は、信託行為の定めにおいて信託帳簿となるべき帳簿書類を具体的に列挙せず、単に「信託帳簿の範囲は受託者がこれを定める」といった形で包括的・一般的に信託帳簿の画定権限を受託者に委ねる場合がある。この場合には、そもそもこうした信託行為の定め自体が有効なのかという問題が生じる。この点、当該信託行為の定めを常に有効と解すると、片面的強行規定（信託法92条8号）である受益者の閲覧謄写請求権に対する脱法行為を助長する可能性もある。しかしながら、新信託法92条柱書きおよび8号は、その文言上、信託行為の定めにより受益者の閲覧謄写請求権の行使を制限することを禁止しているに留まるから、信託行為の定めにより閲覧謄写請求権の請求対象となる信託帳簿の画定権限を有する主体を受託者としたとしても、そのことが閲覧謄写請求権の行使それ自体を直接に制限しているわけではない。また、信託法および信託計算規則上、信託帳簿の画定権限を誰に委ねるかについては特に制限されておらず、かつ信

託当事者の私的自治の尊重という新信託法の基本的な考え方⁸⁰⁾をも併せ考慮すると、新信託法の解釈として当該信託行為の定めを当然に無効とすることはできないと考えられる。

したがって、原則として、当該信託行為の定めは有効であると解すべきであり、受益者が新信託法92条8号の脱法行為に該当する場合や画定権限の濫用に該当するといった場合に限り⁸¹⁾、閲覧謄写請求権を行使できると解すれば足りると考えられる⁸²⁾。

4.3 信託事務処理書類

4.3.1 意義

新信託法37条5項の規定する「信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類信託事務の処理に関する書類」(以下、「信託事務処理書類」という。)とは、信託事務の計算関係の帳簿書類に限らず、信託事務の処理に際して作成または取得した帳簿書類を広く含むとされ⁸³⁾、補足説明においては、その具体例として受託者が信託財産に属する財産を処分する際に締結した売買契約に係る契約書その他の書類が挙げられている⁸⁴⁾。

ただ、こうした書類のほかにも、信託財産に係る登記・登録簿、信託財産の管理・処分について訴訟が提起された際における訴訟資料や判決書、受益者による受益権の譲渡に係る書類や説明書類、あるいは行政監督上作成が要求される書類等もこれに含まれるものと解される。さらに、信託財産に係る公租公課の納付等も信託事務処理の一環をなすものといえるから、受託者が信託財産について行う税務処理に係る書類⁸⁵⁾も信託事務処理書類に含まれると解される。

4.3.2 信託帳簿との関係

信託事務処理書類を上記のように解する場合、信託帳簿との関係が問題となる。この点、信託事務処理には信託財産に係る会計処理も含まれるから、信託事務処理書類には主要簿および補助簿が含まれることになり、その限りにおいて、信託事務処理書類と信託帳簿は重複する関係にあるといえる。

しかし、信託事務処理書類は、信託事務処理の内容を明らかにし、受託者に対する監督を実効的なものにするために保存・閲覧ができることとされているから、当該書類はあくまでも受託者として作成または受領した書類に限られるとされる⁸⁶⁾。したがって、稟議書のような書類は、信託財産に属する財産および信託財産負担債務の状況を明らかにするような情報が記載されているような場合には信託帳簿に含まれる可能性はあるが、このような場合であっても信託事務処理書類に含まれることはない。

4.4 財産状況開示資料

4.4.1 意義

新信託法37条2項の規定する「貸借対照表および損益計算書その他法務省令で定める書類」は、信託計算規則上、財産状況開示資料といわれる（信託計算規則4条3号）。新信託法38条1項1号は、受託者に対する閲覧謄写請求権の請求対象として信託帳簿および信託事務処理書類を挙げているに過ぎないため、受益者は新信託法38条1項1号に基づき受託者に対して財産状況開示資料について閲覧謄写請求権を行使することはできない。しかし、受益者は信託財産の利害関係者として新信託法38条6項に基づき財産状況開示資料について閲覧謄写請求権を行使することができる。

補足説明によると、財産状況開示資料としてどのような書類が含まれるかは、信託の状況により異なるものとしており、例えば、補足説明においては管理型信託においては財産目録に相当する帳簿書類が作成されていれば足りるとしている⁸⁷⁾。

財産状況開示書類の表示事項等については、信託の実際の利用形態に応じて信託行為の趣旨に沿う適宜のものを作成すれば足りるとする趣旨から、信託計算規則上、会社法のような詳細な規定は設けられていない⁸⁸⁾。このため、財産状況開示資料は、貸借対照表や損益計算書の形式による場合はもちろん、信託財産に属する財産および信託財産責任負担債務の概況を明らかにするものであれば、必ずしもそうした形式による必要はない⁸⁹⁾。したがって、その形式や表示事項等をどのように定めるかという信託帳簿と同様の問題が生じるが、この点は信託帳簿の場合と同様に解することができる⁹⁰⁾。

4.4.2 信託帳簿・信託事務処理書類との関係

受益者の閲覧謄写請求権の請求対象となる信託帳簿、信託事務処理書類および財産状況開示資料の関係を整理しておく、信託計算規則上、信託状況開示資料は信託帳簿に基づき作成することが義務付けられていることから(信託計算規則4条5項)、信託帳簿は信託状況開示資料の作成における原資料として位置付けることができる。

ただし、信託計算規則上、信託状況開示資料は信託帳簿を基礎として作成されることが要求されるに過ぎないから、条文上、信託事務処理書類と信託状況開示資料とは直接に関連付けられていない。このため、信託事務処理書類と信託状況開示資料との関係は、前者が後者に記載された事実を補完するものとして位置付け得るに過ぎないものといえる。

4.5 限定責任信託の特例

4.5.1 総説

限定責任信託においては、新信託法37条および38条の適用が排除されている(新信託法222条1項)。このため、限定責任信託の受託者は、信託帳

簿等の作成・保存義務を負わないことになるが、その代わり以下に述べる帳簿書類の作成・保存が義務付けられており、受益者には当該帳簿についての閲覧謄写請求権が付与されている。また、当該書類は裁判所の提出命令（新信託法223条）の対象ともなっている。

4.5.2 会計帳簿

（一）限定責任信託の受託者は、限定責任信託の会計帳簿を作成しなくてはならない（新信託法222条2項）。そして、限定責任信託の受益者は、当該会計帳簿について閲覧謄写請求権を行使することができる（新信託法222条9項）。

立法担当官の解説によると、上記の規定は、限定責任信託における信託債権者の保護を目的として、信託財産の価額、損益および受益者に対する給付可能額の算定を一般の信託に比べてより厳格に行う必要があることから⁹¹⁾、信託の財務状況についての情報開示を強化することを目的としていると説明されている⁹²⁾。

（二）限定責任信託における会計帳簿についての規律は、株式会社における規律（会社法）を参考としている⁹³⁾。しかし、会社法における「会計帳簿」の意義は多義的なものとされており⁹⁴⁾、会社法の規律を参考とした新信託法における「会計帳簿」の概念についてもその意義を明確にしておく必要がある。

この点、限定責任信託の特例は、新信託法37条・38条を信託債権者の保護の観点から強化したものに過ぎず、それ以外の部分には内容的な影響を与えていないと解する余地もないではない。また、新信託法222条9項は、新信託法38条の規定の適用については、同条1項各号中「前条第1項又は第5項」とあるのは「第222条第2項又は第7項」とする旨規定していることから、限定責任信託における「会計帳簿」と信託帳簿とを、また限定責任信託における「信託事務の処理に関する書類」と財産状況開示資料と

を単純に用語上対応させたものと解する余地もある。しかしながら、新信託法222条はまず新信託法37条の適用を全面的に排除していることから、信託帳簿と会計帳簿とは条文構成上断絶しており、実際、限定責任信託における受託者の会計帳簿の作成・保存義務の規定は信託帳簿と関係付けない形で規定されている。また、信託計算規則上、限定責任信託の会計帳簿については、書面または電磁的記録をもって作成すべきこと（信託計算規則6条2項）、資産・負債およびのれんの評価方法（信託計算規則7条から9条）、金銭債権の当初抛出財産等の評価方法（信託計算規則10条から11条）が規定されており、信託帳簿の場合には存在しなかった表示事項の詳細な規定が置かれている⁹⁵⁾。

以上のようなことからすると、限定責任信託の受託者に作成が義務付けられている会計帳簿は、帳簿組織と密接に関係する概念として捉えられるべきであり、また受託者が信託帳簿とする以外の目的によって作成した帳簿書類や受託者以外の者によって作成された帳簿書類を会計帳簿とすることも許されないものと解される⁹⁶⁾。

4.5.3 信託事務処理書類

限定責任信託の受託者は、信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理についての書類（信託事務処理書類）を作成しなければならない（新信託法222条7項）。そして、限定責任信託の受益者は、受託者に対して当該書類について閲覧謄写請求権を行使することができる（新信託法222条9項）。

新信託法222条7項は、新信託法37条と実質的に同一の文言であるから、信託事務処理書類は受託者として作成・受領した書類であることが必要であるといった後者の性質が基本的に妥当するものと考えられる。もっとも、新信託法222条2項の規定する「会計帳簿」を先述のように解することを前提とすると、限定責任信託における信託事務処理書類には、会計帳簿

には含まれないが計算関係書類の基礎とされた帳簿書類，および 会計帳簿には含まれず，かつ計算関係書類の作成の基礎ともされないが信託事務の処理に係る帳簿書類の双方が含まれるものと整理することができよう。

4.5.4 計算関係書類

限定責任信託における受託者は，毎年，法務省令で定める一定の時期において，法務省令で定めるところにより，限定責任信託の貸借対照表および損益計算書並びにこれらの附属明細書その他の法務省令で定める書類を作成しなければならない（新信託法222条3項・4項）。限定責任信託の貸借対照表および損益計算書を併せて計算書類といい，計算書類にこれらの附属明細書を併せたものを計算関係書類という⁹⁷⁾。新信託法222条4項に規定する「その他の書類」としては，信託計算規則上，信託概況報告およびその附属明細書が挙げられている（信託計算規則12条2項）。

信託概況報告とは，信託関係書類の内容とはならない当該限定責任信託の状況についての重要な事項を内容とするものであり（信託計算規則23条1項），その附属明細書は信託概況報告の内容を補足する重要な事項を内容とするものである（信託計算規則23条2項⁹⁸⁾）。もっとも，重要な会計方針にかかる事項（信託計算規則14条），信託に係る財産および損益の状況を正確に判断するために必要な情報（追加情報，信託計算規則15条）は，計算書類への注記が義務付けられている。このため，これ以外でどのような事項が，信託概況報告に記載されるべき重要な事項となるか，そして重要性の判断基準は何かという点については，立法担当官の解説においても必ずしも明確ではない。

4.6 限定責任信託以外の信託の特例

信託計算規則4条に関わらず，次の要件をともに満たす信託については，

限定責任信託の受託者が作成すべき会計帳簿を受託者が作成すべき信託帳簿とし、また当該信託の受託者が作成すべき計算関係書類を受託者が作成すべき財産状況開示資料とされている(信託計算規則5条1項柱書き)⁹⁹⁾。

- (1) 受益権(2以上の受益権がある場合にあっては、そのすべての受益権)について、その性質上譲渡性が認められ(新信託法93条1項但書の適用のないもの)、かつ、当該受益権について譲渡の制限¹⁰⁰⁾が課されていないこと。
- (2) 第三者の同意または承諾を得ることなく¹⁰¹⁾信託財産に属する財産のうち主要なものの売却、もしくは信託財産に属する財産の全部もしくは大部分の売却、またはこれらに準ずる行為を行う権限を当該信託の受託者が信託行為によって有している¹⁰²⁾こと。

新信託法それ自体は、上記(1)および(2)をとともに満たす信託を限定責任信託と同様に扱う旨を規定していないから、上記の規律は信託計算規則が独自に定めたものであり、この趣旨としては当該信託における受益者との関係や受託者と取引をする第三者との関係から、受託者において当該信託についての財務状況を明確化させる必要性が高いことが指摘されている¹⁰³⁾。なお、信託計算規則5条2項は、信託帳簿と会計帳簿および財産状況開示資料と計算関係書類との関係を文言の読み替えとして条文構成しており、この点は新信託法222条の規律とは異なっている。

5 請求理由

5.1 信託帳簿・信託事務処理書類の場合

5.1.1 請求理由の具体性

- (一) 受益者が閲覧謄写請求権を行使する場合、当該請求の理由を明ら

かにしなくてはならない（新信託法38条1項柱書き）¹⁰⁴⁾。

閲覧謄写請求権の行使に際して受益者に請求理由の開示が要求される理由として、立法担当官の解説は、受託者が閲覧謄写請求に応じるべき帳簿書類の範囲を判断するために必要な情報を提供する点を挙げている¹⁰⁵⁾。しかし、受託者はそもそも行使された閲覧謄写請求権それ自体を受諾するか否かの判断をする必要があり、請求理由の開示はその場合における受託者への情報の提供という点においても重要な意味を有している。つまり、受託者が正当な理由がないにもかかわらず閲覧謄写請求を拒否した場合、100万円以下の過料に処せられ（新信託法270条1項3号）、かつ受益者から善管注意義務違反や忠実義務違反に基づく責任を追及される可能性がある。このため、受託者は、閲覧謄写請求を拒否しようとする場合、必然的に一定のリスクを負うことになるため、受託者にとってはリスク判断の基礎となる情報が請求理由の開示という形で制度的に確保されていることの意味は小さくない。また、閲覧謄写請求に係る費用のうち、謄写費用は受益者が負担するものの、それ以外の費用は、受託者が負担するとされていることから¹⁰⁶⁾、受益者が複数いる場合、ある受益者の閲覧謄写請求の行使による受託者のコストの増加は、信託利益の減少を通じて、他の受益者も事実上負担することになる。このため、こうした場合において、他の受益者にみずからが行使しない閲覧謄写請求のコストを事実上負担させることを正当化する要素としても請求理由は一定の存在意義を有していると考えられる。

以上のようなことからすると、請求理由という要件は、請求者である受益者と受託者や他の受益者との間における閲覧謄写請求をめぐる利益バランスを調整する機能を果たしているものと位置付けることができる。そして、このことを前提とすると、請求理由は、一般的・抽象的なものではなく、具体的なものでなくてはならないものと解される¹⁰⁷⁾。

（二）もっとも、立法担当官の解説によると、請求理由が具体的でなくてはならないとはいっても、そのことが請求理由を裏付ける客観的事実の

存在についての証明までを必然的に受益者に課すものではないと説明されている¹⁰⁸⁾。こうした請求理由を裏付ける客観的事実の存在についての証明の要否は、新信託法38条の文言から直接に導き出されるわけではない。しかしながら、受益者の閲覧謄写請求権は受益者による受託者に対するモニタリングの前提となる権利であることに着目すると、請求理由を裏付ける客観的事実の存在についての証明まで受益者に要求してしまうと、受益者が閲覧謄写請求権を行使することが事実上困難となり、閲覧謄写請求をめぐる利益バランスの調整という請求理由の機能ががえって失われる結果となる可能性がある。

したがって、受益者が請求理由を裏付ける客観的事実の存在についての証明までは負担しないという上記の見解は妥当なものであると考えられる。

5.1.2 請求理由の具体性の判断

[1] 判断基準の基本的な考え方

(一) 請求理由が具体的でなくてはならないことを前提とすると、次に受益者がどの程度の内容を示せば請求理由が具体的であるといえるかが解釈論上問題となる。

まず、株主の閲覧謄写請求権を見ると、請求理由の具体性は、会社の規模・形態によらず、一律に判断される傾向にあるように思われる。他方、受益者の閲覧謄写請求権はというと、新信託法の解説の中には、株主の閲覧謄写請求権についての判例を直接に引用して、株主の閲覧謄写請求権における請求理由の具体性の判断が受益者の閲覧謄写請求権の場合にも妥当するのように見受けられる見解もある¹⁰⁹⁾。確かに、新信託法38条1項の文言上、閲覧謄写請求権の行使に際して要求される請求理由は信託の内容等と関連付けられずに規定されているから、請求理由の具体性についても信託の内容等により影響を受ける必然性はない。このため、信託の内容等によらず請求理由の具体性を一律に捉えたとしても、それが新信託法の

解釈上直ちに整合性を欠くとまではいえない。

しかしながら、新信託法が極めて多様な内容を有する信託を同一法典内において一律に規律する傾向にあることに着目すると、閲覧謄写請求権の行使に際して要求される請求理由の具体性について、これを信託の内容等と関連付けずに一律に解することは新信託法の構造からして必ずしも妥当とはいえない。したがって、閲覧謄写請求権の行使に際して要求される請求理由の具体性は、信託の内容等に応じて別異に捉えるべきである¹¹⁰⁾。

（二）もっとも、請求理由の具体性の判断を信託の内容等に応じて別異に捉えるとはいっても、新信託法38条が片面的強行規定であることを考慮すると、余りにもケース・バイ・ケースの判断では、受益者および受託者の予見可能性が十分に担保されず、閲覧謄写請求権をめぐる法律関係がかえって不安定化する可能性がある。したがって、信託の内容等を類型化して、それとの関係で請求理由の具体性を判断するという方向性が基本的には妥当であるように思われる。

そして、請求理由の機能が閲覧謄写請求権をめぐる受益者と受託者の利害対立の調整にあるという本稿の立場を前提とすると、閲覧謄写請求権の基礎となる信託が個別信託¹¹¹⁾か集団信託・準集団信託¹¹²⁾かにより大きく分かれるものと考えられる。そこで、以下では、両者に分けた上でそれぞれの場合における請求理由の具体性を検討する。

[2] 個別信託の場合

（一）立法担当官の解説によると、個人資産の管理のみを目的とするような単純な民事信託の場合、受益者が信託財産の状況を知りたいという旨の理由だけをもって、すべての信託帳簿等について閲覧謄写請求権を行使したとしても、請求理由の具体性の要件に欠けるところはないとしている¹¹³⁾。上説解説のような解釈ができる理由は必ずしも明確ではないが、こうした信託の場合、作成される帳簿書類の量は必ずしも多くはなことから受託者が閲覧謄写に応じるべき帳簿書類を特定することが比較的容易で

あることや、また請求者である受益者以外に受益者が存在しないことも多いから、仮に閲覧謄写請求権の行使により受託者側のコストが増加するとしても、それにより生じる信託利益の減少といった不利益は請求者である受託者だけが負担する関係が形成されやすい。このため、閲覧謄写請求権の行使による利害対立が生じにくいとの理解が背景にあるものと思われる。

(二) もっとも、個人資産の管理のみを目的とするような単純な民事信託においても、受益者が複数いる場合には、先述した請求理由の具体性の判断基準をそのまま敷衍すれば、閲覧謄写請求権の行使により生じる受託者のコストの増加は請求者である受益者以外の受益者も実質的に負担することになる。また、請求理由の機能は受託者が閲覧謄写請求に応じる帳簿書類の画定にもあるという点からすると、信託財産の状況を知りたいという旨の理由だけでは、受託者が閲覧謄写請求に応じる帳簿書類の範囲を合理的に画定することは難しいといえる以上、当該請求理由に具体性を認めることは難しいと考えられる。

したがって、個人資産の管理のみを目的とするような民事信託であっても、原則として、受益者が信託財産の状況を知りたいというだけでは請求理由の具体性は認められず、信託財産の状況を知る必要がある理由¹¹⁴⁾を請求理由において明らかにすることまでは必要であるものと解される。

[3] 集団信託・準集団信託の場合

(一) 集団信託や準集団信託は、複数の信託契約における信託財産が一体化された合同運用財産として管理、運用および処分される。このため、集団信託や準集団信託において、受益者が合同運用財産の管理、運用および処分の状況に係る帳簿書類について閲覧謄写請求権を行使しようとする場合、その対象となる帳簿書類には他の受益者の拠出に係る信託財産や信託事務処理についての情報も必然的に含まれることになる。

しかしながら、上記のような集団信託や準集団信託における閲覧謄写請求権の特性は、以下のような問題を生じる可能性がある。

- ① ごく少額の受益権しか有しない受益者が、その利害とほとんど関係のない些細な信託財産の運用経緯やその事務処理内容等に係る膨大な帳簿書類について閲覧謄写請求を行使することにより信託事務の処理が停滞する可能性がある¹¹⁵⁾。
- ② 運用を目的とする信託において、当該信託の受益者が受託者の有する信託財産の運用や信託事務処理に係るノウハウを取得するために閲覧謄写請求権を行使する可能性がある¹¹⁶⁾。
- ③ 信託事務処理に係る帳簿書類の中には、他の受益者の個人情報等も含まれているため、受託者がある受益者の閲覧謄写請求権に応じると他の受益者との関係で守秘義務違反が生じる可能性がある¹¹⁷⁾

特に、個別信託に比べて、集団信託・準集団信託においては信託事務処理等に係る帳簿書類が増加する傾向にあるから、受託者が閲覧謄写請求に対応するためのコストも増加することになる。他方、個別信託の受益者と比べると、集団信託・準集団信託の受益者は閲覧謄写請求権に係る単位費用に対して取得可能な情報量が多くなることから、集団信託・準集団信託の受益者には個別信託の受益者以上に閲覧謄写請求権の濫用的行使のインセンティブが働きやすい¹¹⁸⁾。しかしながら、受益者に閲覧謄写請求権の濫用的行使に対するインセンティブが働きやすいという特性は、結果として受託者に信託財産の運用を消極化させることになり、このことは合同運用指定金銭信託のように単独運用が困難な少額の資金をスケールメリットによりレバレッジすることを目的として設定された信託の場合には、信託それ自体の目的を事実上没却させる可能性がある¹¹⁹⁾。

したがって、集団信託・準集団信託と個別信託とでは、閲覧謄写請求権をめぐる受益者と受託者との間における利益バランスが基本的に異なる状況が出現しているといえる。

（二）もちろん、新信託法は、閲覧謄写請求権の濫用的行使の問題を解

消する手段として閲覧謄写請求に対する拒否事由を新たに規定している。このため、上記のような問題は、拒否事由の適用の問題として処理すれば足りると考える余地もある¹²⁰⁾。しかし、閲覧謄写請求権の拒否事由はその効果が強い分だけ、その適用には慎重であるべきであり、また閲覧謄写請求権が受益者のモニタリング手段として位置付けられていることからしても、拒否事由の適用はおのずと制限的なものとして解さざるを得ない¹²¹⁾。

そのため、閲覧謄写請求権の濫用的行使を拒否事由により処理することができるとしても、受託者がそれに依存できる状況は必ずしも多くはないと予想される。したがって、閲覧謄写請求権の濫用的行使の問題が最終的には拒否事由の適用により解決され得るとしても、まず請求理由の具体性の判断の段階で問題が処理できないかを検討する必要があるといえる¹²²⁾。

(三)そして、集団信託や準集団信託における閲覧謄写請求権の行使が、多様な利害対立を生じる可能性があることからすると、この場合の請求理由の具体性は、当該請求理由において、受託者が閲覧謄写請求に諾否や仮に許諾するとして請求に応じる帳簿書類の範囲を合理的に判断できる程度の情報が含まれており、かつ当該請求の目的が請求者以外の受益者の利害関係からも許容されるものと合理的に判断できるものである必要があると解される¹²³⁾。換言すれば、請求理由の具体性が認められるためには、受益者において受託者による信託財産の流用・毀損あるいは信託事務の任務懈怠といった違法・不当な行為(あるいはその疑いがある行為)を具体的に明示している必要があるものといえる¹²⁴⁾。

5.2 財産状況開示資料の場合

(一)受益者が財産状況開示資料について閲覧謄写請求権を行使する場合、新信託法上、受益者が請求理由を明らかにすることは要求されていない¹²⁵⁾。これは、財産状況開示資料が信託事務の詳細を明らかにするもの

ではないから、閲覧謄写請求により受託者や請求者以外の受益者の利益が害されることがない（あるいは、その可能性が定型的に低い）と考えられるためである¹²⁶⁾。

（二）もっとも、財産状況開示資料についての閲覧謄写請求権は、請求権者の範囲が広く、また財産状況開示資料の作成が基本的には年1回とはいっても、信託期間が長期の場合には財産状況開示資料の分量もそれ相応のものとなる。また、後述するように、閲覧謄写請求権の行使に際して請求対象となる財産状況開示資料の特定が不要ということになれば、結果として、受託者の負担が増大する可能性もある。そのため、設定された信託において作成される財産状況開示資料の量が多い場合や請求対象とされる財産状況開示資料の期間が長期であるといった場合、受益者は受託者がどの範囲の財産状況開示資料の閲覧謄写に応じればよいかを認識させるという観点からして、請求理由の開示の必要性を完全に否定してもよいのかは疑問がないではない。

しかしながら、信託期間に関わらず、財産状況開示資料の保存期間は10年であることからすれば、受益者が閲覧謄写請求権の行使をできるのも原則として当該期間の書類に限定されることになる。そして、受益者が保存期間経過後の財産状況開示資料について閲覧謄写請求権を行使する場合には、受益者が当該書類の存在についての証明責任を負うことになる。このため、財産状況開示資料の場合、閲覧謄写請求権の行使に際して受益者に請求理由の開示を一律に要求しないとしても、受託者にとって必ずしも酷ともいえないと思われる。

6 請求対象の特定

6.1 信託帳簿・信託事務処理書類の場合

（一）受益者が閲覧謄写請求権を行使する場合において、受益者は請求の対象となるべき帳簿書類の範囲を特定する必要があるか否かについて新

信託法は必ずしも明確ではなく、この点は解釈論上問題となる。

まず、株主の閲覧謄写請求権における学説を見ると、特定を要求する見解¹²⁷⁾と特定を要求しない見解¹²⁸⁾に大別される¹²⁹⁾。特定を要求する見解は、特定を厳格に要求しなければ特に請求者に過酷とはいえないことや、請求者が一切の会計帳簿等の閲覧謄写を請求できるのに対して被請求会社は請求された会計帳簿等が請求理由と無関係であることを証明しなくてはならないこと等を理由として挙げている。これに対して、特定を要求しない見解は、被請求会社が作成した帳簿書類のどれが請求理由と関係しているかを知り得ない以上、特定を要求するのは事実上困難である点を強調する傾向にある。一方、判例はというと、判決の既判力や執行力の側面から請求対象の特定を請求者側に厳格に解するもの¹³⁰⁾と理由が具体的に記載されていれば、請求対象の帳簿書類の範囲・種類・年度までが記載されていなくとも足りるとして、請求対象の特定の程度を比較的緩やかに解するもの¹³¹⁾とが存在するが、そもそも請求対象の特定それ自体が不要であると判示するものは見当たらない。このため、判例は基本的に請求者側に請求対象の特定を要求しつつ、特定の程度をどのように捉えるかという考え方に集約されつつあるようにも思われる。

(二) 以上のような株主の閲覧謄写請求権の議論からすると、受益者の閲覧謄写請求権についても請求対象の特定を要求すると解する余地は十分にある。しかしながら、新信託法38条が、その文言上、受益者に請求対象の特定まで要求していない以上、特定を要求することの条文上の根拠に欠けることは否めない。また、信託帳簿や信託事務処理書類は、会計帳簿以上に広範囲の帳簿書類を含む可能性が高く、その範囲も必ずしも明確ではないため、受益者に対して特定を要求するとした場合、受益者が閲覧謄写請求権を行使することが事実上難しくなる可能性がある。そのため、新信託法の解釈として見た場合には、受益者は閲覧謄写請求権の行使に際して請求理由を明らかにすれば、請求対象まで特定する必要はないと解される。

6.2 財産状況開示資料の場合

受益者が財産状況開示資料について閲覧謄写請求権を行使する場合、受益者は請求理由を明らかにする必要はない。このため、財産状況開示資料についての閲覧謄写請求の場合、受託者は請求理由の記載を通じて閲覧謄写請求に応じるべき帳簿書類の範囲を判断することはできず、また新信託法もそうした受託者の判断をそもそも予定していない。したがって、財産状況開示資料についての閲覧謄写請求権の場合、受益者は請求対象を特定する必要はない。

7 閲覧謄写請求の仮処分

7.1 問題の所在

新信託法上、受益者は閲覧謄写請求権を必ずしも訴えにより行使する必要はない。しかしながら、受託者が閲覧謄写請求の全部または一部を拒否した場合、受益者は閲覧謄写請求権を訴えにより行使する必要性が生じる。ここで、閲覧謄写請求訴訟が本案訴訟により行われる場合、必然的に判決までに一定の時間が必要となるから、その間に受託者が請求対象となる帳簿書類を隠蔽、処分あるいは改ざん等を行う可能性がある。また、そもそも閲覧謄写請求が認められるまでに時間がかかるということは、受益者が受託者の違法・不当な信託事務処理等に対する法的措置を講じる時期が遅れるということを意味している。このため、仮に受益者が勝訴判決を得て帳簿書類を閲覧謄写することができたとしても、その頃には既に信託財産の減少や滅失等が深刻化して損害が発生あるいは拡大してしまうという可能性もある。

したがって、受益者としては、仮に閲覧謄写請求権を本案訴訟という形で行使することができるとしても、それによるのは必ずしも合理的とはいえず、むしろ閲覧謄写請求を仮処分という形で行使の方が実益が大きい

ということになる。ここに、閲覧謄写請求の仮処分を検討することの理論的・実務的意義を見出すことができる。

7.2 仮処分の許容性

(一) 信託帳簿等の閲覧謄写請求の仮処分は、これが認容されると、本案判決を得たのと事実上同じ状況が出現するいわゆる満足の仮処分の1つである。そこで、そもそもこうした性格を有する閲覧謄写請求の仮処分が許容されるのかという点が解釈論上問題となる¹³²⁾。

この点、株主の閲覧謄写請求権においては、比較的古くから学説上議論されており、かつての学説は当該仮処分が仮処分の暫定性・仮定性に反することを理由として、これを否定的に解する見解が有力であった¹³³⁾。しかし、原状回復が困難であるとしても損害賠償請求等を通じて事実上の原状回復を図る可能性があることや、民法や民事訴訟法の領域において満足の仮処分を理論上肯定する見解が有力化したこともあり、今日の学説は肯定的に解する見解が多いといえる¹³⁴⁾。

一方、株主の閲覧謄写請求の仮処分が争われた判例としては、東京高決昭和35年5月2日下民集11巻5号965頁、東京地判昭和36年3月14日下民集12巻3号457頁、浦和地決昭和38年2月15日下民集14巻2号214頁、東京地決昭和62年4月14日資料版商事37号70頁、大阪地決昭和62年12月24日資料版商事51号19頁、東京地決平成元年6月22日判時1345号3頁、神戸地決平成2年4月10日判時1364号107頁、東京地決平成6年3月4日判時1495号139頁、東京高決平成13年9月3日金判1136号22頁、東京高決平成13年12月26日金判1140号43頁、東京地決平成19年6月15日金判1270号40頁、東京高決平成19年6月27日金判1270号52頁等があるが、否定説を明確に採用しているのは判決だけであり、他の判例は肯定説を前提としている。このため、今日では、実務上肯定説が定着しているとされる¹³⁵⁾。

（二）株主の閲覧謄写請求権についての判例・学説を参考としながら、受益者の閲覧謄写請求の仮処分の可否を検討する。

受益者が受託者を実効的にモニタリングするためには、閲覧謄写請求権を通じて信託帳簿等の必要な情報を取得するということはもちろん重要である。しかし、情報の収集というのは、収集それ自体もさることながら、収集が適当な時期に行われるということも重要である。そして、受益者が適時的に情報を取得するためには、閲覧謄写請求権の行使が迅速な手続きにより実現することを認める必要がある。その意味において、閲覧謄写請求の仮処分が許容される実益は大きい。また、判例・学説上、株主の閲覧謄写請求権について仮処分の許容性が認められることからすれば、それよりも強い情報請求権的機能ないしモニタリング機能を有する受益者の閲覧謄写請求権について仮処分の許容性を否定するのは均衡を欠くことになる。

したがって、受益者の閲覧謄写請求権の仮処分は許容されるものと解される。

7.3 保全の必要性

7.3.1 問題の所在

閲覧謄写請求権の仮処分を申し立てる場合、申立人（債権者）は、書面により、その趣旨ならびに保全すべき権利または権利関係（以下、「被保全権利」という。）および保全の必要性を明らかにして（民事保全法13条1項）、それらを疎明しなくてはならない（民事保全法13条2項）。ここで、疎明とは、裁判官が事実の存否について確信の程度には至らないが、一応確からしいとの推測を得た状態または裁判に当該推測を得させようとして証拠を提示する当事者の努力のことであり¹³⁶⁾、証明ほどの高度の蓋然性があることまでは要求されない。また、疎明は即時に取り調べることができる証拠によってしなくてはならないとされており（民事訴訟法188条）、この点においても証明とは異なる。

仮処分における疎明の対象は、被保全権利および保全の必要性を裏付ける具体的事実とされる¹³⁷⁾。もっとも、受益者の閲覧謄写請求権において、受益者が具体的にどの程度のいかなる事実を示せば保全の必要性を疎明したといえるかについて、新信託法および民事保全法は特に規定していないことから、この点は解釈論上問題となる。

7.3.2 株主の閲覧謄写請求権における学説・判例

[1] 学説

株主の閲覧謄写請求の仮処分における保全の必要性についての学説を見ると、大きく2つの見解に分かれる。

第1の見解は、業務執行者に不正行為の疑いがあり、帳簿書類の毀棄、隠匿、改ざんのおそれがあることを疎明すれば足りるとして一般の仮処分における保全の必要性の水準よりも低い水準で足りると解する見解（便宜上、以下、「緩和説」という。）¹³⁸⁾である。緩和説は、閲覧謄写請求権が手段的な権利であることに着目して、保全の必要性を厳格に捉えて仮処分を制限してしまうと、当該請求権の本来の目的が達成できなくなるという点を強調する。また、会社関係の仮処分についていえば、多くの場合、差止めの仮処分であり被保全権利についての疎明があれば保全の必要性も認められるであろうということから¹³⁹⁾、閲覧謄写請求権の仮処分における保全の必要性もこれと同様に考えるべきことを示唆する見解もある¹⁴⁰⁾。

これに対して、第2の見解は、仮処分により会社の受ける不利益と被保全権利の重大性・緊急性とを比較衡量して判断するとして比較的厳格に解する見解（便宜上、以下、「厳格説」という。）¹⁴¹⁾である¹⁴²⁾。厳格説は、閲覧謄写請求の仮処分においては事後的な原状回復が事実上困難な場合もあること、会社荒らしや会社の内紛の手段として利用される可能性があること¹⁴³⁾、あるいは会社法が閲覧謄写請求についての拒否事由をあえて法定している趣旨¹⁴⁴⁾を理由として挙げる。

もっとも、厳格説を前提としつつも、保全の必要性の認定における比較衡量に際して、閲覧謄写請求権の特殊性を踏まえて、著しい損害を強く要求するよりもむしろ権利の緊急性に重点を置くように考慮することが適当であるとする見解¹⁴⁵⁾や、閲覧謄写請求の請求対象とされた帳簿書類の性質等との関係で保全の必要性の水準を捉えるべきであるとする見解¹⁴⁶⁾も学説上散見される。

[2] 判例

(一) 判例とはいうと、閲覧謄写請求権の仮処分を肯定する判例は、ほぼ一貫して厳格説に近い立場を採用している¹⁴⁷⁾。もっとも、判例が保全の必要性を厳格に捉えているとはいっても、その内容は必ずしも一樣ではなく、大きく2つのタイプに分類することができる¹⁴⁸⁾。

第1のタイプは、保全の必要性の判断においてもっぱら請求者側の事情だけを明示的に考慮する判例である。例えば、決定¹⁴⁹⁾、決定¹⁵⁰⁾、決定¹⁵¹⁾、決定¹⁵²⁾、決定¹⁵³⁾がこのタイプに属する。第2のタイプは、請求者と被請求者の利益衡量により保全の必要性を判断する判例である。例えば、決定¹⁵⁴⁾、決定¹⁵⁵⁾、決定¹⁵⁶⁾、決定¹⁵⁷⁾がこのタイプに属する。

(二) 第1のタイプの判例および第2のタイプの判例ともに、保全の必要性の判断基準についてそうした内容となる理由を必ずしも明確に判示していない。そのため、各タイプの判例が同一の理論的基礎を共有しているか否かは、必ずしも明確とはいえないが、各タイプの判例における保全の必要性の判断は、大きく2つの点から特徴付けることができる。

第1の点は、閲覧謄写請求の仮処分により受ける会社の損害の捉え方の相違という点が挙げられる。

先述したように、閲覧謄写請求の仮処分の許容性の捉え方についての見解の相違が生じる原因の一端は、当該仮処分による被請求者の不利益の評価という点にある。そして、仮処分の許容性について否定的な見解は、許

容性に肯定的な見解よりも被請求者の不利益の発生という点を相対的に大きく評価しているといえる。しかし、このことは仮処分の許容性に肯定的な見解が、閲覧謄写請求の仮処分により被請求者に不利益が一切生じないと考えているということ必ずしも意味しているわけではない。つまり、仮処分の許容性について肯定的な見解であっても、当該仮処分により被請求者側に何らかの不利益が生じることは基本的に認めているのであって、ただそのことが仮処分の許容性それ自体を否定するまで決定的なものではなく、せいぜい保全の必要性の判断要素として位置付ければ足りると考えているように思われる。

そして、閲覧謄写請求の仮処分により被請求者に不利益が生じたとしても(評価不能ということも含めて)、それが無視し得る程度に小さいと評価する場合には、保全の必要性の判断において被請求者の利益を考慮する必要性もおおのずと低下することになる。このため、結果として、請求者の利益のみに基づいて保全の必要性が判断されることになり、第1のタイプの判例のような枠組みが生まれることになる。他方、閲覧謄写請求の仮処分により生じる被請求者の不利益それ自体は(許容性を認めない見解ほど深刻なものとも評価されないまでも)生じるのであり、それが何らかの形で評価可能なものであると見るならば、保全の必要性の判断における被請求者の不利益を考慮する必要性は相対的に大きくなる。このため、結果として、請求者側のみならず被請求者側の利益も考慮しながら保全の必要性を判断するという第2のタイプの判例のような枠組みが生まれることになる。

第2の点は、事案に応じた柔軟な解決の要請という点が挙げられる。

会社法の学説上、閲覧謄写請求の仮処分は、実際には、非上場企業の内紛において紛争拡大の手段として申請されることや、しかも紛争拡大により会社に圧力をかけて不当な利得を得るために利用されることが圧倒的に多いといった指摘があり¹⁵⁸⁾、また(評価可能か否かは別としても)被請求者側にも法律上・事実上の何らかの不利益が生じるということを前提とすれば、実際の仮処分の発動は事案に応じて柔軟に判断する枠組みを準備

する方が合理的な解決にも資するといえる。このため、第1のタイプの判例のように保全の必要性の判断において請求者の利益のみを考慮する枠組みよりも、第2のタイプの判例のように請求者および被請求者の利益を考慮する余地をより広く認める枠組みの方が、裁判所としては限られた時間内で一定の合理的な結論を出すことができるといえ、その意味で汎用性が高いといえる¹⁵⁹⁾。

7.3.3 受益者の閲覧謄写請求の仮処分における保全の必要性

[1] 解釈の基本的方向性

株主の閲覧謄写請求権の議論を参考としながら、受益者の閲覧謄写請求の仮処分における保全の必要性を検討する。

まず、受益者の閲覧謄写請求の仮処分が満足の仮処分の性格を有することからすると、保全の必要性は一般的な仮処分よりも厳格に捉えられるべきであり、その意味では、株主の閲覧謄写請求の仮処分における厳格説に近い立場を前提とするべきである。しかしながら、広汎な内容を有する信託を一律一体に規律しているという新信託法の特徴からすると、閲覧謄写請求の仮処分における保全の必要性を厳格に捉えるとはいっても、それを信託の内容に関わらず一律に判断するというのはやはり妥当ではない。そのため、請求理由の場合と同様、受益者の閲覧謄写請求の仮処分における保全の必要性は個々の信託の内容に応じてある程度個別に判断せざるを得ない余地が広がるものと考えられる。

もっとも、信託の内容によって個別に判断するとはいっても、まったくのケース・バイ・ケースであっては閲覧謄写請求の仮処分をめぐる法的安定性の側面から問題がある。そのため、本稿においては、請求理由の場合と同様の趣旨から、個別信託と集団信託・準集団信託とに分けて保全の必要性を検討することにしたい。

[2] 個別信託の場合

個別信託の場合、受益者の閲覧謄写請求の仮処分を認めたとしても、それにより生じる可能性のある受託者の法律上・事実上の不利益は必ずしも大きなものとはいえない。また、請求者である受益者以外に受益者が存在しないような場合には、仮処分により他の受益者が不利益を被るという可能性もない。しかし、閲覧謄写請求権の仮処分が満足的仮処分としての性格を有している以上、当該仮処分における保全の必要性を一般の仮処分のそれと同一視する根拠にも乏しい。

このため、個別信託における閲覧謄写請求の仮処分における保全の必要性は、基本的には第1のタイプの判例のように請求者側における仮処分の必要性を中心に判断すれば足りるのではないかと考えられる¹⁶⁰⁾。

[3] 集団信託・準集団信託の場合

集団信託・準集団信託の場合、受益者による閲覧謄写請求の仮処分を認容すると、それにより受託者のノウハウ等の情報が流出するといった不利益が生じる可能性がある。また、そうした不利益は仮に金銭的に評価できない場合でも、受託者による信託財産の運用効率の低下等を招来することで、結果的に信託利益の減少を通じて請求者である受益者以外の受益者にも不利益を生じる可能性がある。

また、新信託法が永久信託禁止の原則を採用していないとしても、信託は信託期間を限定することも少なくない。そのため、継続企業性を前提とする会社の場合とは異なり、信託の場合には、請求者以外の受益者が閲覧謄写請求の仮処分により生じた不利益を長期的に回復する余地は必ずしも大きいとはいえない。したがって、集団信託・準集団信託の場合、受益者の閲覧謄写請求の仮処分における保全の必要性の水準は厳格に解する必要がある。もっとも、新信託法上、閲覧謄写請求権が単独受益者権として規定されており、強いモニタリング手段として位置付けられていることからすると、受益者の閲覧謄写請求の仮処分における保全の必要性の水準を株

主の閲覧謄写請求の仮処分における保全の必要性の水準を上回るまで厳格に解する必然性もない。

このため、集団信託・準集団信託の場合、閲覧謄写請求の仮処分における保全の必要性は、信託帳簿等の閲覧謄写請求の仮処分を認めることにより生じる請求者である受益者の利益と受託者の利益を比較衡量して判断するという第2のタイプの判例の枠組みを基礎として判断するのが妥当であると考えられる。

8 結びにかえて

（一）以上、新信託法における受益者の閲覧謄写請求権の行使に関係する解釈論的諸問題を俯瞰してきた。

受益者の閲覧謄写請求権と株主の閲覧謄写請求権の解釈をめぐる重要な相違としては、以下の2点を指摘することができる。第1の点は、受益者の閲覧謄写請求権の解釈を考える場合には、当該請求権が強いモニタリング手段として位置付けられているという点である。こうした受益者の閲覧謄写請求権の性格により、受益者の閲覧謄写請求権の行使をめぐる解釈は、株主のそれに比べて受益者に有利な形で解釈される理論的基礎が与えられることになる。第2の点は、信託の種類に応じた解釈の必要性が強調されるという点である。株主の閲覧謄写請求権の場合には、株式会社という一義的に定義される存在を基礎としており、株式会社の類型や内容といった要素を閲覧謄写請求権の解釈に明示的な形で考慮することは少ない。これに対して、受益者の閲覧謄写請求権の場合には、信託という多様な内容や態様を有する存在を基礎としているため、信託の種類や内容といった要素を閲覧謄写請求権の解釈において明示的な形で考慮せざるを得ない。

したがって、上記のような基本的な差異が、株主の閲覧謄写請求権と受益者のそれに微妙な影響を与えていると理解することができる。

（二）本稿の最後に新信託法における受益者の閲覧謄写請求権に残され

た課題をいくつか指摘しておく。

第1の課題は、「個々の信託の内容によって個別に判断する」という場合の線引きの問題である。受益者の閲覧謄写請求権を規定した新信託法39条が片面的強行規定であり、かつ受託者が閲覧謄写請求を拒否する際に負担するリスクを考えた場合、請求理由や保全の必要性の個別判断というのは、一般論としてはともかく、実際問題としては法律関係を不安定化させる可能性がある。そのため、個別判断を基本としつつも、一定のカテゴリー化の必要性が必然的に高くなる。本稿では、こうした認識を前提として個別信託と集団信託・準集団信託の2つに一応カテゴリー化して検討したわけであるが、当該概念それ自体が新信託法の条文上の根拠を有しない、いわば講学上の概念に過ぎず、両者に対応するものを新信託法においてあえて探すとすると、これは受益者が2人以上ある信託（新信託法79条）とそうではない信託ということになる。もちろん、純理論的に見れば、受益者が2人以上ある信託が集団信託に、受益者が1人の信託が個別信託に対応するとしても矛盾はないが、現実的な法的処理を考えた場合、その妥当性については検討の余地があるように思われる¹⁶¹⁾。

第2の課題は、本稿における検討の対象外とした閲覧謄写請求の拒否事由の問題である。新信託法において、受託者が閲覧謄写請求を拒否する手段としては請求理由と拒否事由の2つしかない。しかし、前者は請求理由を根拠付ける客観的事実上の証明が受益者側に要求されていない以上、（当該客観的事実がないままでも）受益者が具体的に請求理由を示せば、受託者が当該請求を理由がないことを理由として拒否することは実際には困難である。このため、受託者側が閲覧謄写請求を確実に拒否しようとするれば、後者によらざるを得ないといえる。しかしながら、受益者の閲覧謄写請求権が単独受益者権であり、かつ強いモニタリング手段として位置付けられていることからすると、閲覧謄写請求権の拒否事由の問題は、株主のそれ以上に難しい利益調整を迫られることになる¹⁶²⁾。

最後の課題は、信託法それ自体の立法技術論的な問題である。旧信託法

と異なり、新信託法は大規模な集団的信託の存在を前提として制定されているが、受益者権についての信託法の規定は、（立法技術的な要因があるにせよ）そうした信託と小規模な個別信託とを分別せずに一括して規定する傾向にある。もちろん、こうした規定の手法は、当該受益者権の規定が任意規定であれば、信託行為の定めにより適宜に権利を制限する等の措置を講じれば大きな問題は生じにくい。しかしながら、受益者権についての規定が強行規定である場合には、信託行為の定めにより適宜に権利の制限をすることができない以上、その解釈・適用について潜在的に不安定な状態となる可能性がある。

そして、こうした現象は、新信託法それ自身が希求した民事信託の普及や信託の大規模化・集団化の進展により顕在化する可能性が高く、その意味において皮肉な状況が生じることになるともいえる。

今後の立法論も含めた課題であろう。

おわり

<脚注>

1) なお、新信託法は、信託行為の定めにより、委託者にも受益者の閲覧謄写請求権と同様の権利を付与することができる旨を規定している（新信託法145条2項5号）。この場合における委託者の閲覧謄写請求権の行使についても、受益者のそれと同様に解すれば足りると思われることから本稿においては受益者の閲覧謄写請求権の場合に対象を限定して分析・検討することとした。

2) 別冊 NBL 編集部編『信託法改正要綱試案と解説』別冊 NBL 104号（2005）。

3) 要項試案第23・3（注1）は、閲覧謄写請求の拒否事由について会社法433条2項の規定を参考に規律を設けるものとする旨を指摘するに過ぎないが、それ以外にも閲覧謄写請求権の行使時における請求理由の開示といった点について株主の閲覧謄写請求権の影響が窺われる。

ちなみに、管理型信託会社（新信託法2項4号、同7条）以外の信託会社の場合には、株主の会計帳簿およびこれに関する資料の閲覧謄写請求権は否認されている（新信託法35条）。

4) ちなみに、会社法433条に類似した規定としては、本稿の検討対象である新信託法38条のほか、中間法人法69条3項3号（社員の会計帳簿等閲覧謄写請求権）、資産流動化法267

条3項3号(受益証券の権利者による会計帳簿等閲覧謄写請求権)等がある。しかし、これらの規定の解釈・適用についての判例・学説の蓄積は、株主の閲覧謄写請求権の場合に比べて必ずしも多くはない。

- 5) 山口和男=垣内正「帳簿閲覧請求権をめぐる諸問題」判タ745号5-6頁(1991)。
- 6) こうした現象は新信託法それ自体に内在する問題であるともいえる。しかし、この点は本稿8において問題点を指摘するに留める。
- 7) 本文のような趣旨から、受託者(信託会社)が金融純粋持株会社の傘下である場合における閲覧謄写請求権の問題といった問題は本稿において扱わないこととする。
- 8) 東京地判平成13年2月1日判タ1074号249頁。
- 9) 本文に記載する条文は、新信託法のものだけとする。
- 10) 信託会社の場合には、新信託業法23条1項がこれを規定するが、信託法には損害賠償責任の直接的な根拠上の条文は存在しない。そのため、損失補填責任と損害賠償責任の関係が新信託法においても問題となるが、この点については、佐藤勳「信託法講座②受託者の義務違反(2)」銀法669号55頁(2007)参照。
- 11) もっとも、新信託法44条1項の規定する「法令」に新信託法29条や30条のような一般的・抽象的な規定も含まれるかについては解釈論上検討の余地がある。この点、株主の取締役に対する違法行為差止請求権(会社法制定前商法272条、会社法360条)の場合には、一般的・抽象的な規定も含むものと解するのが多数説である(学説の状況については、上柳克郎ほか編集代表『新版注釈会社法(6)』424頁[北沢正啓執筆](1987)参照。)
なお、この点についての会社法制定前商法の判例としては、東京地決昭和56年10月29日判タ476号200頁、東京地決平成2年12月27日金判875号30頁、東京地判平成8年12月9日判時1591号3頁、東京高判平成11年3月25日判時1686号33頁がある(すべて差止めを否定している。)
- 12) 佐藤勳「信託法講座②受託者の義務(5)」銀法667号74頁(2006)。なお、新信託法は、受益者の受託者に対するモニタリング手段として、閲覧謄写請求権のほかにも、報告請求権(新信託法36条)、裁判所に対する検査役選任請求権(新信託法46条)等を規定している(佐藤哲治編著『Q&A 信託法・信託法関係省政令の解説』167頁(2007))。
- 13) 利害関係人の範囲が争われた判例として、東京控訴院判決昭和9年12月19日法律新聞3804号8頁参照。
- 14) 例えば、前掲東京地判平成13年2月1日は、「本件不動産信託契約は、複数の信託契約による信託財産が合同して一体化された合同運用財産として管理、運用、処分される信託契約と言えるから、信託法40条2項に基づく、原告らの書類閲覧請求権及び説明請求権は、右合同運用財産全体、すなわち本件不動産全体の管理、運用、処分に関する事務の処理にも及ぶものと言うことができる。」と判示して、不動産信託契約において複数の受益者が存在する場合であっても、各受益者が自己の供出金額によらず、信託財産全体についての情報を閲覧謄写請求権の請求対象とできる旨判示している。
- 15) 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法』150頁(2007)。
- 16) 角信明「会計ディスクロージャーの研究 主として会計帳簿の閲覧権について」千葉商大論叢42巻4号275-276頁(2005)。

- 17) 西山芳喜「株主の会計帳簿閲覧請求権と商業帳簿制度との関係」菅原菊志先生古稀記念『現代企業法の理論』460頁（1998）。また、西山芳喜「株主の関係帳簿閲覧請求権の意義とその限界」判タ874号69頁（1995）においては、「閲覧謄写請求権が株主の情報収集の手段として必要不可欠であるかどうか、あるいは少なくとも有用であるかどうかについてさえもあまり議論の対象となっていなかったことにかんがみると、あえて情報請求権の1つとして位置付けるべきか否かが再検討されるべきであろう」と指摘している。
- 18) 特に、株主の閲覧謄写請求の場合には、総株主の議決権の3%という比較的高い持株比率が要件とされている。なお、少数株主権として構成することの理論的分析については、黒沼悦郎「帳簿閲覧権」民商108号4・5号520-522頁（1993）参照。
- 19) ちなみに、アメリカ法においては、株主の閲覧謄写請求権は、コモンロー上および州会社法の双方から導かれるものであり、後者は前者を制限する方向で作用する傾向にある。もっとも、州会社法上、株主に持株要件が課されたとしても、当該株主が持株要件を満たさない場合にはコモンロー上の閲覧謄写請求権に基づき会計帳簿等の閲覧謄写請求権を行使する余地が認められている（こうした状況を背景として、これをもって、アメリカ法において閲覧謄写請求権は単独株主権であるという理解が導かれるものと推測される）。アメリカ法における閲覧謄写請求権の状況は、木俣由美「適切な経営管理のための株主情報収集権」産法38巻1号20頁以下（2004）、HARRY G. HENN & JOHN R. ALEXANDER, LAWS OF CORPORATION 536-545（3rd. ed. 1983）参照。
- 20) このため、受益者の閲覧謄写請求権の解釈・適用を考える場合、株主の閲覧謄写請求権と比較して制限的な解釈をする必要は高くはないということになる。しかし、その反面、こうした受益者の閲覧謄写請求権の性格は、株主の閲覧謄写請求権の場合以上に受益者と受託者（あるいは、請求者以外の受益者）との間における利害対立が先鋭化しやすいという負の側面を内包していることを意味していることにも十分な注意が必要であろう。
- 21) 本文のように解すると、例えば、遺言信託において、受託者と委託者間における遺言の作成過程等に関係する帳簿書類について受益者が閲覧謄写請求権を行使することもできないことになろう。なお、新信託法38条1項の類推適用により受益者が本文の閲覧謄写請求権を行使できるかという点は検討の余地があるが、新信託法38条1項を制限的に解することを前提とすると、その類推適用については慎重に解されるべきであろう。
- 22) 旧信託法は、信託の「解除」という文言も用いている。
- 23) 小野傑＝深山雅也編『新しい信託法解説』287頁〔深山雅也執筆〕（2007）。
- 24) ただし、信託が併合された場合には、従前の信託は直ちに終了して、その権利・義務は併合後の信託に包括的に承継される（新信託法153条・154条）。また、信託財産について破産手続開始の決定があった場合には、信託財産の清算には破産手続が適用されるから、新信託法175条以下の清算手続は適用されない（寺本・前掲15）・375頁参照。）。
- 25) この信託は、法律によって信託と見なされるので法定信託といわれ、新信託法176条は新信託法中の唯一の法定信託についての規定である（天野佳洋＝折原誠＝谷健太郎『一問一答 改正信託法の実務』366頁（2007））。
- 26) 要項試案・第58・1。寺本・前掲15）・375頁、寺本振彦編集代表『解説 新信託法』232頁（2007）、新井誠編『キーワードで読む信託法』175頁〔岡田健二執筆〕（2007）。

- 27) なお、新信託法56条3号から7号の事由により受託者の職務が終了している場合には、信託行為に特段の定めのない限り、当該受託者は清算受託者が選任されるまで引き続き受託者としての権利義務を有する(新信託法59条4項)。また、新信託法56条1号・2号の事由により受託者の職務が終了している場合には、当該受託者の相続人は清算受託者が選任されるまで信託財産の管理等をしなくてはならない(新信託法59条4項)。
- 28) この場合における信託の終了前の受託者と清算受託者との権利義務の承継関係について、新信託法は特段の規定を置いていない。しかし、信託行為の定め等があるといった場合を除き、新信託法59条に準じて処理すれば足りるものと思われる。
- 29) 寺本・前掲15)・383頁。なお、受益者が代理人を選任している場合には、清算受託者は当該代理人に対して承認を求めれば足りる(寺本・同上)。
- 30) 佐藤編・前掲12)・297頁、寺本・前掲15)・381頁。
- 31) 例えば、新信託法は、会社法105条2項のような規定を置いていないから、一定の比率以上の受益権割合を有している受益者だけを残余財産受益者とする旨の信託行為の定めも有効なものと解される。
- 32) もっとも、こうした信託行為の定めが設けられた場合の当該定め効力が問題となるが、信託行為の当事者の合理的意思解釈という観点からすると、当該定めは残余受益者として指定された信託の終了前に受益者ではない者を権利帰属者として指定する旨の定めであると解するべきであろう。
- 33) 佐藤編・前掲12)・297頁、寺本・前掲15)・381-382頁。
- 34) 例えば、信託の終了後における信託事務処理に係る費用の支払いや信託財産の運用益の收受等が行われる場合には、それらについての帳簿書類が作成されることとなる。
- 35) 実際、信託行為において受託者が残余財産の給付を受けることができる場合、清算受託者が信託の清算に係る事務処理を懈怠すると給付されるべき残余財産が減少する可能性があるから、その意味でも清算受託者のモニタリングが必要となる。
- 36) このように解さないで、閲覧謄写請求権の濫用的行使の問題が生じやすくなると思われる。
- 37) 信託行為の定めにより、信託の終了前の信託事務処理等に係る帳簿書類の保存義務者を清算受託者以外の者に定めた場合には、誰が閲覧謄写請求権の相手方となるかは若干問題となる。この場合、新信託法38条1項柱書きの文言を貫くと、簿書類の保存者ではなく受託者(清算受託者)と解することになろうが、それでは受益者の閲覧謄写請求権の行使やその実現が迂遠となる。このため、こうした場合には、受益者は帳簿書類の保存者を相手方として直接に閲覧謄写請求権を行使することができるものと解するべきであろう。
- 38) ただし、受益者等が清算受託者から信託事務についての最終の計算の承認を求められた時から1ヶ月以内に異議を述べなかった場合、当該受益者等は当該計算を承認したものと見なされる(新信託法184条1項)。
- 39) ちなみに、会社の場合には、清算終了後においても清算株式会社の清算人に10年間の帳簿書類の保存義務が課されている(会社法508条1項)。このため、株主の閲覧謄写請求権の場合には、当該帳簿書類を閲覧謄写請求権の対象とすることができるかが解釈上問題となるが、最判平成16年10月4日民集58巻7号1771頁はこれを否定している。

詳しくは、太田晃詳「判批」曹時57巻11号312号（2005）、弥永真生「判批」判時1914号186頁（2005）、梅本剛正「判批」法教297号116頁（2005）等参照。

- 40) 寺本編・前掲26)・84頁。
- 41) 寺本・前掲15)・148頁。
- 42) 寺本・前掲15)・148頁。
- 43) 特に、単純な資産管理型の民事信託の場合には、受託者の保管費用がかさむことより、信託のメリットが減殺される可能性がある。
- 44) この理由について、立法担当官の解説は、一般の信託では、信託財産からの給付等を受ける受益者が存在することから、財産の流通が阻害されるおそれは少ないと考えられること、および民法上の委任や寄託等には、存続期間の制限についての規定は存在しないことから、一般の信託についてまで信託期間の制限を設けることは制度間のバランスを欠くものと考えられることを指摘している（佐藤編・前掲12)・293頁）。
ただし、立法担当官の解説においては、上記原則に続けて、「一般の信託について信託期間に関する規定を設けなかったとしても、信託期間があまりに長期にわたるときには、例外的に、公序良俗に反すると評価される場合があり得るものと解される。」と指摘している（佐藤編・同上）。しかし、信託期間が公序良俗に反する程度に信託期間が長期であるか否かの基準や信託期間が長期である場合にそれが公序良俗に反するといえる要件については、具体的に明確に示されていない。
- 45) 株主の閲覧謄写請求権における議論として、東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟』664頁〔福田千恵子執筆〕(2006)。なお、会社法制定前商法の下における株主の閲覧謄写請求権の議論においては、保存期間経過後の帳簿書類の閲覧謄写請求を認めない見解も学説上有力である（例えば、山口＝垣内・前掲5)・8項、新谷勝『会社仮処分』137頁（1992）、山口和男編『会社訴訟非訟の実務〔改訂版〕』793頁（2004）参照。）。
- 46) なお、分別管理義務の機能する局面としては、本文において指摘した固有財産と信託財産の併存する場合の他、複数の信託財産が併存する場合もあるが（芳賀良「判批」金判1177号66頁（2003））、本稿においては、前者の場合を前提として検討する。
- 47) なお、新信託業法上、信託会社は信託財産に属する財産と固有財産および他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理するための体制その他信託財産に損害を生じさせ、または信託業の信用を失墜させることのない体制（分別管理体制）の整備義務が課されており（新信託業法28条3項）、その内容が信託業法施行規則において詳細に規定されている（信託業法施行規則43条）。このため、信託会社が信託財産を管理する場合、本稿において検討する帳簿書類の混在という問題は生じにくいといえ、検討の実益があるとする信託業法の適用のない信託の場合ということになる。
- 48) 寺本編・前掲26)・75頁。
- 49) ただし、信託行為の定めによっても、新信託法14条の信託の登記または登録をする義務は、これを免除することができない（新信託法34条2項）。
- 50) 立法担当官の解説においては、これに該当する財産として預金債権、コールローン等の金銭債権等、物理的管理を観念できない金融資産を挙げている（寺本・前掲15)・138頁の（注5）参照。）。

- 51) この財産は、新信託法206条1項その他の法令の規定により、当該財産が信託財産に属する旨の記載または記録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができないとされているもの(新信託法14条の信託の登記または登録をすることができる財産を除く。)とされている(信託法施行規則4条1項)。
- 52) 寺本・前掲15)・138頁の(注4)。
- 53) 福田政之ほか『詳解 新信託法』230頁(2007)は、「帳簿の記載で足りる場合もあれば、保管場所を特定したり、識別票をつけたりする必要がある場合もあろう」と指摘している。
- 54) 寺本・前掲15)・138頁の(注4)。
- 55) 福田ほか・前掲53)・231頁。
- 56) なお、受託者の帳簿等の作成義務(新信託法37条1項)は、強行規定であると解されているから、金銭その他の財産について、「その計算を明らかにする方法」による分別管理義務までも免除することは許されない(福田ほか・前掲53)・231頁)。
- 57) 林史高=神吉康二「信託法関係省省令の概要(上)」NBL 862号15頁(2007)。
- 58) あるいは、仕訳帳については固有財産と信託財産とで一括管理するが、転記の段階で両者を分離するような取扱いも有効であると考えられる。
- 59) 換言すると、新信託法における共有擬制の制度は、基本的には受託者の帳簿管理が適正に行われていることを前提としているが、そうでない場合や帳簿管理の一部について当事者に争いのある場合の処理を必ずしも十分に想定していないように思われる。
- 60) 厳密に言えば、 から の事項が限定列举か、例示列举かも解釈論上問題となる。しかし、閲覧謄写請求権の場合と同様に委託者または受益者による報告請求権の濫用的行使の危険という点を考慮するならば、この点は制限列举と解するべきであろう。
- 61) 寺本・前掲15)・144頁。
- 62) 福田ほか・前掲53)・247頁。
- 63) 松本崇『特別法コンメンタール信託法』127頁(1972)。
- 64) 弘中隆史「合同運用金銭信託における書類閲覧請求権について」信託法研究22号7頁(1998)。
- 65) なお、当然ながら閲覧謄写請求権の拒否事由が存在する場合、受託者は当該拒否事由に基づき受益者による報告請求は拒否できないが、閲覧謄写請求は拒否することができることになる。
- 66) 泉宏之「帳簿組織に関する一考察」横浜経営研究24巻1・2号85頁(2003)。
- 67) 元帳それ自体も、総勘定元帳、得意先元帳、仕入先元帳等に分割されることがある。沼田嘉穂「帳簿組織としての元帳(二)」企会18巻10号134-135頁(1966)、中垣昇「帳簿組織に関する一考察」名古屋経済大学社会科学論集第17・18巻223-224頁(1975)。
- 68) 仕訳帳の重要性は、取引の発生順の記録と取引自体の原始記録が表現されているという意味において重要なものであるとされる(沼田嘉穂「帳簿組織から見た仕訳帳」企会18巻7号129頁-130頁(1966))。
- 69) 泉・前掲66)・65頁。
- 70) 泉・前掲66)・65頁、河村竹次郎「帳簿組織に関する研究」広島経済大学研究論集10号32頁(1974)、松原茂美『詳説簿記論』177, 197頁(2004)、神森智ほか『新版企業簿記論

[第4版]』108-110頁（2004）。

- 71) 主要簿としての元帳が、補助元帳と区別する場合において、特に総勘定元帳といわれる（泉・前掲66）・65頁）。
- 72) 松原・前掲70）・176頁。
- 73) 林史高＝神吉康二「信託法関係省令の概要（下）」NBL 863号24頁（2007）、佐藤哲治編著『よくわかる信託法』33頁〔佐藤哲治＝林史高＝神吉康二執筆〕（2007）。
- 74) 補足説明第23・1。
- 75) 佐藤編・前掲12）・168頁。
- 76) 林＝神吉・前掲73）・24頁。
- 77) もっとも、信託行為の定めにより信託帳簿の作成を要しないものとすることはできないとされている（佐藤編・前掲12）・170頁）。
- 78) この問題は、単に受益者の閲覧謄写請求権の請求対象の範囲との関係で意味があるわけではない。

というも、先述したように、受託者は原則として10年間の信託帳簿の保存義務を課されているが、受託者は信託帳簿となるべき帳簿書類全体を保存していない場合だけではなく、信託帳簿となるべき帳簿書類の一部を保存していない場合においても保存義務違反となるため、これにより受託者は善管注意義務・忠実義務違反の責任を追及される可能性がある。このため、受託者としては保存義務の対象となる帳簿書類の範囲を明確にするためにも「信託の趣旨」という抽象的な基準だけに依存しない帳簿書類の範囲の画定基準が必要となる。そのため、本文の問題は、上記のような受託者のニーズからしても一定の意味を有するものと思われる。

- 79) なお、閲覧謄写請求権の行使が許容される場合であっても、それにより信託帳簿の対象となる帳簿書類を列挙した当該信託行為の定め自体が無効となるわけではなく、当該信託行為定め自体は有効であるが、受益者側における本文の証明が成功することにより閲覧謄写請求権の趣旨または衡平の観点から、当該請求の場合に限り、閲覧謄写請求権の対象が拡張されるものと考えらるべきであろう。
- 80) 寺本昌広ほか「新信託法の解説（1）」NBL 850号19頁（2007）。
- 81) 例えば、受託者が閲覧謄写請求権の対象となる信託帳簿はないと定める場合や受託者のモニタリングに必要不可欠な帳簿書類を閲覧謄写請求権の対象から除外するといった判断をする場合がこれに当たると考えられる。
- 82) 実際、信託法92条8号の適用（または類推適用）により、当該定めを当然に無効とすると、同号の適用範囲が不明確となるといった問題が生じることになるから、その意味においても本文のように解せざるを得ないと考えられる。
- 83) 補足説明第23・1。寺本・前掲15）・148頁、寺本・前掲40）・84頁。
- 84) 補足説明第23・1。寺本・前掲15）・148頁、寺本・前掲40）・84頁。
- 85) 例えば、受託者が作成した信託財産についての確定申告書（および同控え）等が挙げられる。
- 86) 補足説明第23・1、寺本編・前掲40）・84頁。
- 87) 補足説明第23・1。

- 88) 佐藤編・前掲12)・169頁,佐藤=林=神吉・前掲73)・39頁。
- 89) 佐藤=林=神吉・前掲73)・39頁の注(2)。
- 90) なお,信託計算規則上,財産状況開示資料の作成に際しては信託行為の趣旨を斟酌しなくてはならないから(信託計算規則4項6項),その制限は信託行為の定めによる場合も妥当する。
- 91) 田中和明『新信託法と信託実務』317頁(2007)。
- 92) 寺本・前掲15)・424頁。
- 93) 田中・前掲91)・317-318頁。
- 94) 相澤哲=葉玉匡美=郡谷大輔編著『論点解説 新・会社法』528頁(2006)は、「各規定における『会計帳簿』の意味についてはそれぞれの規定の趣旨に照らした解釈により定めるべきである」として,会社法における「会計帳簿」の意義を別異に解する余地を認めている。
- 95) 詳細は,林=神吉・前掲73)・25-26頁参照。なお,会計帳簿についても,一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の関係の慣行を斟酌しなくてはならない点は信託帳簿と同一である(信託計算規則3条)。
- 96) なお,会社法の場合には,会社法432条で会計帳簿の作成・保存義務が,会社法433条で株主の閲覧謄写請求権が規定されているため,閲覧謄写請求権の対象たる「会計帳簿」が作成・保存義務の対象となる「会計帳簿」と同一の意義かという点が解釈論上問題となる。しかし,新信託法の場合には,同一条文で作成・保存義務と閲覧謄写請求権が規定されており,また規定の仕方も前者の条項をそのまま受ける形で規定されていることから,会社法のような解釈論上の問題は生じないと思われる。
- 97) 佐藤=林=神吉・前掲73)・36頁。なお,表示事項の詳細については,林=神吉・前掲73)・26-27頁参照。
- 98) 佐藤=林=神吉・前掲73)・36頁。
- 99) なお,当該信託の会計帳簿や信託状況開示資料の作成は,限定責任信託のそれに従うものとされている(信託計算規則5条2項)。
- 100) 「譲渡の制限」とは,信託行為の定めにより,当該信託の受益権について,その譲渡を禁止することのみならず,その譲渡に当たり受託者の承諾を要するとすること等,幅広く譲渡を制限することが含まれる(新信託法93条2項本文参照。林=神吉・前掲73)・25頁)。
- 101) 「第三者の同意または承諾を得ることなく」とは,信託行為において,受託者による信託計算規則5条1項2号所定の信託財産に属する財産の売却またはこれらに準ずる行為について,第三者の同意または承諾を要件としないことを意味しているとされる(佐藤=林=神吉・前掲73)・40頁,林=神吉・前掲73)・25頁)。
- 102) 「当該信託の受託者が信託行為によって有している」とは,当該の受託者が一定の範囲の信託財産に属する財産の売却等を行う権限を法令の規定によって有する場合を除外する趣旨である(林=神吉・前掲73)・25頁,佐藤=林=神吉・前掲73)・40頁)。
- 103) 林=神吉・前掲73)・25頁。
- 104) 新信託法上,請求理由を明らかにする方法は書面に限定されていないため,書面以外の方法により当該理由を明らかにすることも有効である(寺本・前掲15)・151頁)。

- 105) 寺本・前掲15)・152頁の（注2）。
- 106) 補足説明第23・3。
- 107) 寺本・前掲15)・151頁。株主の閲覧謄写請求権における請求理由の議論については、福田・前掲45)・658頁参照。
- 108) 寺本・前掲15)・151頁は、この結論を導く際、株主の閲覧謄写請求権における請求理由についての最判平成16年7月1日民集58巻5号1214頁を参照している。
- 109) 井上聡編著『新しい信託30講』78頁（2007）。
- 110) 寺本・前掲15)・152頁の（注2）、小野＝深山・前掲23)・209頁〔坂雄一郎執筆〕（2007）。
- 111) 個別信託というのは、委託者が受託した財産を当該財産単独で受益者のために運用する信託のことである（四宮和夫『信託法〔新版〕』49頁（1989））。
- 112) 集団信託とは、信託目的を同じくする財産を集めて1つの集団（合同運用団）として運用し、その運用益等を受託元本に応じて案分的に配分する形態の信託のことであり、準集団信託とは、一般投資家から資金を集めて不特定多数の者に受益権を取得させるものであるが、投資信託委託会社が単独の委託者になって指図する信託のことである（四宮・前掲111)・49頁）。
- 113) 寺本・前掲15)・152頁の（注2）。
- 114) この理由は必ずしも受託者の違法行為や任務懈怠に限定する必要はないと考えられ、その点で後述する集団信託・準集団信託における請求理由の場合よりも緩やかに解することが可能のように思われる。なお、坂・前掲110)・209頁では、「個人的な色彩の強い信託では、受託者の信託財産に対する関連性も強く、抽象的な理由であっても閲覧対象となる帳簿の特定も比較的容易であることから、ある程度抽象的な理由でも許容される」と指摘している。
- 115) 弘中・前掲64)・10頁、佐藤勲「信託法講座②受益者の義務（5）」銀法667号75頁（2006）。
- 116) 佐藤・前掲115)・75頁。
- 117) 弘中・前掲64)・10頁、清水幸雄「判批」清和8巻2号123-127頁（2001）参照。
- 118) 植田淳「信託法40条の書類閲覧・説明請求権について」神戸外大論叢49巻2号79頁（1998）においても、旧信託法40条の議論において、「集団信託にあっては、一般に情報が膨大であり、その開示コストも大きいため、個別信託と比べて、書類閲覧・説明請求権の行使が権利の濫用とされる可能性は高くなろう」と指摘している。
- 119) 天野ほか・前掲25)・172頁。
- 120) 佐藤・前掲115)・75頁は、拒否事由の問題として位置付けている。
- 121) また、新信託法38条2項のように拒否事由に主観的要件の証明が必要となる場合、受託者は実際には拒否事由を利用しにくいと思われる。
- 122) より一般的な表現をすると、新信託法は閲覧謄写請求権の濫用的行使の問題を請求理由と拒否事由の2つのハードルにより抑制しているということになる。旧信託法40条について、閲覧謄写請求権の行使に「正当の目的」を要求する見解として、小林慶吉「貸付信託・こんなとき、どうする（1）」信託70号11頁（1967）以下参照。

- 123) もちろん、このように解したとしても、受託者は当該違法行為等を特定していれば、それを裏付ける客観的事実まで証明する必要はない。
- 124) つまり、この場合において、請求理由が具体的であるといえるためには、受益者が受託者に対するモニタリングを必要とする状況が具体的に示されている必要があるものと考えられる。

なお、坂・前掲110)・209頁では、「集团的信託においては株式会社の場合と同様に具体的な理由の明示が求められる」としている。ただ、受益者の閲覧謄写請求権が株主の閲覧謄写請求権よりも強いモニタリング機能としての性格を認められていることに着目するならば、現実の認定の段階でどこまで具体的な差異が生じるかは格別、前者の請求理由の具体性は後者のそれと同程度まで厳格に捉える必要まではないものと考えられる。

- 125) なお、新信託法上、財産状況開示資料についての閲覧謄写請求権には拒否事由も規定されていない(新信託法38条2項参照。)。このため、受託者は受益者からの閲覧謄写請求を拒否することはできない。もっとも、受益者の当該請求が不適当な時期に行われていたといった場合においても、当該請求を受託者が一切拒否できないとするのは妥当ではないから、こうした場合には、受託者は権利の濫用を理由として当該請求を拒否することができるものと解される(新信託法38条2項の適用は厳格である必要があるから、その類推適用という理論構成は妥当ではないと思われる。)

なお、旧信託法下における判例であるが、信義則に基づき受益者の権利行使を制限したものとして、大判昭和21年10月25日判例総攬(追補)民事1巻205頁参照。

- 126) 福田ほか・前掲53)・253頁。
- 127) 山口=垣内・前掲5)・9頁。
- 128) 岸田雅雄「株主の会計帳簿閲覧請求権に関する諸問題」代行リポート108号16頁(1994)、秋坂朝則「株主の関係帳簿等の閲覧権の問題点」企会57巻2号122頁(2005)、江頭憲治郎『株式会社法』627頁(2006)。
- 129) なお、福田・前掲45)・670頁は、「対象物の特定自体が、閲覧謄写請求の独立の適法要件であるとは考えられない」とする。
- 130) 仙台高判昭和49年2月18日判時740号97頁、高松高判昭和61年9月29日判時1221号126頁。
- 131) 名古屋地決平成7年2月20日判タ938号223頁。
- 132) 井上編・前掲109)・82頁では、この点の問題は指摘しているが、その可否については結論付けていない。
- 133) 鈴木竹雄=石井照久『改正株式会社法解説』291-290頁(1950)、松田二郎=鈴木忠一『條解株式会社法(下)』459頁(1951)、小橋一郎「帳簿閲覧権」田中耕太郎編『株式会社法講座(第4巻)』456頁(1957)、石井照久『会社法(下巻)』246-247頁(1967)。
- 134) 江頭・前掲128)・629頁、上柳克郎ほか編集代表『新版注釈会社法(9)』215頁[和座一清執筆](1988)、田中誠二『三全訂会社法詳論下巻』916頁(1994)、泉水文雄「判批」商事1371号36頁(1994)、清水研一「帳簿・会計帳簿・株主名簿の閲覧謄写仮処分」金法1409号32頁(1995)、中祖博司「M&Aにおける仮処分」中野貞一郎ほか編『民事保全講座3 仮処分の諸類型』395頁(1996)。
- 135) 東京地裁商事研究会編『商事非訟・保全事件の実務』549頁[古部山龍弥執筆](1991)、

- 新谷勝『会社訴訟・仮処分の理論と実務』50, 502頁（2007）。なお、判例の分析については、泉水・前掲134）・36-37頁参照。
- 136) 東京地裁保全研究会編著『民事保全の実務 [新版増補]』30頁 [深見敏正執筆] (2005), 伊藤眞『民事訴訟法 [第3版再訂版]』303頁（2007）。
- 137) 深見・前掲136）・31頁。
- 138) 竹下守夫「判批」ジュリ272号100頁（1963），王義郎「判批」ジュリ324号102頁（1965），前田覚郎「判批」我妻栄編『保全判例百選』41頁（1969），久留島隆「株主の会計帳簿閲覧・謄写請求権行使と問題点」法研66巻1号284頁（1993）。なお、この見解をさらに進めて、権利濫用と認められる場合を除き、原則として保全の必要性を肯定する見解として、片山欣司「判批」判タ197号97頁（1966）がある。
- 139) 新谷・前掲135）・50頁
- 140) 新谷・前掲135）・50-51頁，502頁。
- 141) 和座・前掲134）・215頁，清水・前掲134）・35頁，古部山・前掲135）・549頁，大隅健一郎「株主権に基づく仮処分」吉川大二郎先生還暦記念『保全処分の体系（下）』667-668頁（1970），大隅健一郎＝今井宏『会社法論（中巻）[第3版]』506-507頁（1992）。
- 142) もっとも、泉水・前掲134）・37頁は、両説は理論上は異なるが、その相違は「見た目の違いほど明確ではない」と指摘している。
- 143) 中祖・前掲134）・390頁，藤井俊雄「判批」商事291号37-38頁（1963）。なお、鈴木正裕「仮の地位を定める仮処分と保全の必要性」吉川大二郎博士還暦記念『保全処分の体系（上）』211-212頁（1974）参照。
- 144) 谷川久「判批」ジュリ359号127頁（1966）
- 145) 和座・前掲134）・216頁。
- 146) 生田治郎「帳簿閲覧請求仮処分」竹下守夫＝藤田耕三編『裁判実務大系第3巻 会社訴訟・会社更正法 [改訂版]』153頁（1994）。
- 147) 中祖・前掲134）・395頁は、こうした判例の傾向について、「ディスクロージャーについて、あまり積極的ではないわが国の国民感情を背景に、帳簿等閲覧謄写の仮処分も判例上厳しく解釈されてきたように思われる」と指摘しつつも、「我が国の企業に対する透明性、開放性の要求が高まり、少しずつ積極的なディスクロージャーを求める方向に変わりつつある」として、「このような変化が判例の上でも将来帳簿等閲覧の仮処分を容易にする解釈へと変更されて行く可能性もある」としている。
- 148) なお、判例の中でも、決定（そもそも請求された帳簿書類が請求対象とならないために、申立てを却下）、決定（拒否事由に該当することを認定して、保全の必要性について判断することなく申立てを却下。）は、保全の必要性の水準それ自体について判示していない。
- 149) 「書類帳簿の閲覧および謄写についての本案の権利を実現するような仮処分をもとめることは民事訴訟法第七六〇条に、いわゆる仮の地位を定める仮処分をもとめるものにはかならないから、その必要性があるとすためには相手方が右書類帳簿を毀棄、隠匿、改ざんするおそれがあるというだけではたりず、右仮処分を得ないかぎり債権者にとり特に著しい損害が発生するような緊急の事情あることが疎明されなければならない。」

- 150) 「帳簿書類等の閲覧謄写の仮処分は満足の仮処分であるから、必要性については特に厳格に解すべきところ、本案判決に至るまでに閲覧謄写しないことによる損害、理由なる帳簿書類等を改変する明白なおその存在について仮処分を必要とする点についての疎明があるとは言えない。」
- 151) 「保全の必要性としては右仮処分を得なければ債権者にとって回復し難い著しい損害が発生するとの緊急の事情があることが具体的に疎明されなければならないと解される」
- 152) 「現在債権者の著しい損害、急迫な危険等右請求権を保全するにつき特に緊急の必要性がある場合には肯認しうる」
- 153) 「仮処分は、請求権者につき著しい損害、急迫な強暴等緊急な保全の必要性がある場合に限って認めるべきである。」
- 154) 仮処分の「発令に際しては、発令によって得られる利益と、発令によって失われる利益を比較衡量し、被保全権利の確実性も念頭において判断しなければならない。」
- 155) 「満足の仮処分は、会計帳簿等の閲覧等請求権に係る権利関係が確定しないために生ずる債権者の損害と上記仮処分により相手方が被るおそれのある損害とを比較衡量し、相手方の被るおそれのある損害を考慮しても、なお債権者の損害を避けるため緊急の必要がある場合に限って認められるものと解するのが相当である」
- 156) 「満足の仮処分は、会計帳簿等の閲覧謄写請求権に係る権利関係が確定しないために生ずる債権者の損害と上記仮処分により相手方が被るおそれのある損害とを比較衡量し、相手方の被るおそれのある損害を考慮しても、なお債権者の損害を避けるため緊急の必要がある場合に限って認められるものと解するのが相当である（東京高等裁判所平成一三年（ラ）第六一六号同一三年一月二六日決定・金融商事判例一一四〇号四三頁参照）」
- 157) 「いわゆる満足の仮処分については、『債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに』発することができるものと定めていることに照らせば、競争関係の有無を争点に含むような本件においては、相手方の上記の損害のおそれと抗告人が本件書類の閲覧等を即時に満たされないために生ずる損害を避けるための緊急の必要性とを彼此考慮し、抗告人の必要性が相手方の損害のおそれを凌駕する場合に本件仮処分の保全の必要性を肯認することができる」と解すべきである」
- 158) 中祖・前掲134)・390頁、生田・前掲146)・153頁。
- 159) 本文のように解すると、第1のタイプの判例と第2のタイプの判例は必ずしも背反的なものではないと捉えることもできる。
- 160) 仮に第2のタイプの判例を適用するとしても、受益者側の利益を相対的に重視して保全の必要性を判断するべきであると考えられる。
- 161) 前者の場合だと、合同運用指定金銭信託や不動産信託のような「多数の受益者」というニュアンスとかけ離れることは否めないように思われる。
- 162) 例えば、受益者が受益権取得請求権の行使や受益権の相続税（あるいはその予定額）の算定に際して受益権の価格評価の目的で閲覧謄写請求権を行使する場合等が想定される。これらについては、中村康江「受益者の権利とその保護」堂垣内弘人ほか編『新しい信託法の理論と実務』83頁（2007）参照。